

第 1 1 号様式 (第 5 条関係)

政務活動記録簿 (県外・県内視察)

日本維新の会 関本 真樹

年 月 日	2025 年 5 月 14 日				
政務活動先	大阪市 大阪・関西万博会場				
政務活動の目的	展示されている技術や各国パビリオンの誘客等について学ぶ				
相手方	公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会				
内容、結果等 ※視察の効果を 明記のこと	万博の理念や趣旨、各パビリオンや行われるイベントの概要、会場内で紹介されている新技術等について説明を受け、実際にパビリオンの見学も行う。先進技術について学びを深め、パビリオンでの観光誘客についても知見を広げることができたので今後の議会活動に活かしていく。				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	大阪・関西万博会場	駐車場代		600 円	30
	大阪・関西万博会場	J R	大和小泉～弁天町	580 円	31
	大阪・関西万博会場	地下鉄	弁天町～夢洲	380 円	32
	帰宅	地下鉄	夢洲～弁天町	380 円	33
	帰宅	J R	弁天町～大和小泉	580 円	34
	研修チケット代	1,500 円			34
	合計	4,020 円	(すべて政務活動)		
備考	添付資料：視察先資料				

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。

2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博） について

（公社）2025年日本国際博覧会協会

2025年5月14日



第11号様式（第5条関係）

政務活動記録簿（県外・県内視察）

日本維新の会 関本 真樹

年 月 日	2025 年 6 月 5 日				
政務活動先	金沢市 石川県立図書館				
政務活動の目的	図書館に人を呼び、読書に親しんでもらう取組について学ぶ				
相手方	石川県立図書館				
内容、結果等 ※視察の効果を 明記のこと	3Dプリンターやレーザーカッター等の機器を置くことで図書館を新たな体験の場とし、図書館に普段来ない人にも足を運んでもらえるようにしている。また、一般的に図書館は静かなイメージがあるが、ここでは基本的に館内で話すことができコミュニケーションもとりやすく、児童書も充実していたり屋内遊具やスペースもあつたりと子どもの来館も積極的に促しており、いい事例を見ることができた。今後の委員会質疑や一般質問に活かしていく。				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	石川県立図書館	駐車場代		800 円	43
	石川県立図書館	近畿日本鉄道	郡山～京都	830 円	44
	石川県立図書館	JR	京都～敦賀	3,220 円	45
	石川県立図書館	JR 新幹線	敦賀～金沢	4,950 円	46
	石川県立図書館	北陸鉄道 (路線バス)	金沢駅～ 石川県立図書館	260 円	47
	帰宅	北陸鉄道 (路線バス)	石川県立図書館 ～金沢駅	260 円	48
	帰宅	JR 新幹線	金沢～敦賀	4,950 円	49
	帰宅	JR	敦賀～京都	3,220 円	50
	帰宅	近畿日本鉄道	京都～郡山	830 円	51
		円			
合計 19,320 円 (すべて政務活動)					
備考	添付資料：視察先資料				

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。

石川県立図書館サービス計画

中期経営プラン

令和4年度～令和9年度

2022年9月30日

2023年2月28日誤記訂正

2023年12月15日訂正

第11号様式（第5条関係）

政務活動記録簿（県外・県内視察）

日本維新の会 関本 真樹

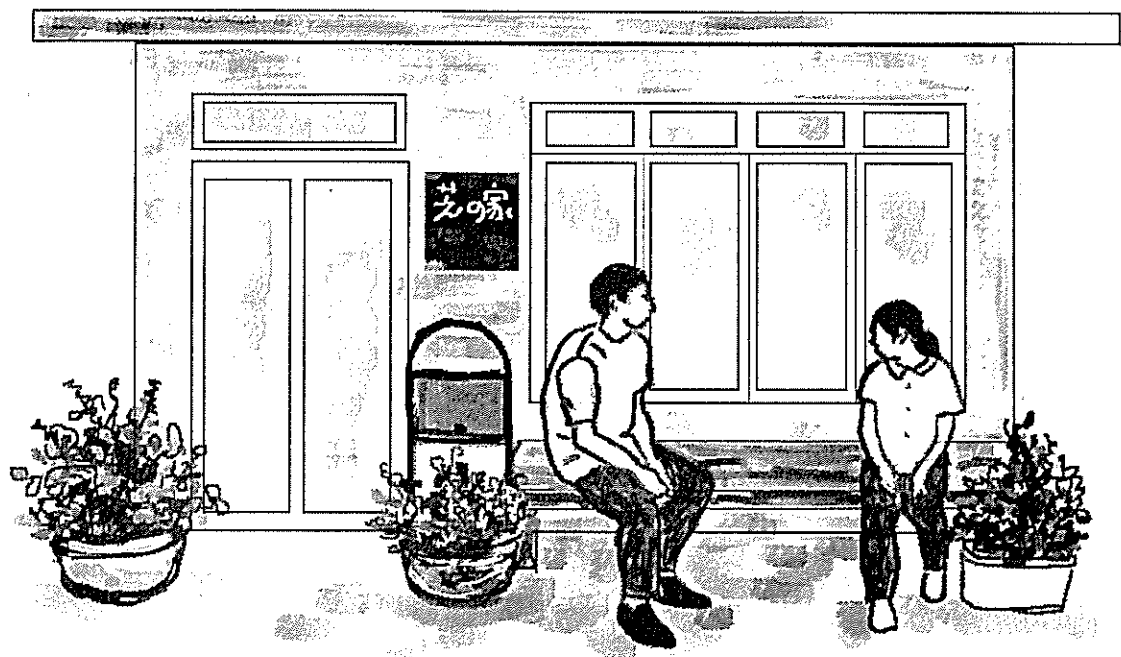
年 月 日	2025 年 7 月 31 日				
政務活動先	東京都港区 芝の家				
政務活動の目的	居場所づくりについて学ぶ				
相手方	一般社団法人 三田の家				
内容、結果等 ※視察の効果を 明記のこと	奈良県においても子ども食堂は増えつつあるが、家でも学校でもない第3の居場所はまだ少ない。こちらではこどもから高齢者まで誰もが気軽に來る事ができる居場所を運営されている。定期的にイベントを行うなど地域とも積極的につながりを持ち多様な人に関わってもらうことができていた。金銭面や人員面など工夫されていることを伺い、奈良県内でも増やしていくにはどのような支援が必要かを学んだ。今後の議会活動に活かしていく。				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	芝の家	近畿日本鉄道	郡山～京都	830 円	77
	芝の家、帰宅	JR 新幹線	京都～東京 往復	26,640 円	78
	帰宅	近畿日本鉄道	京都～敦賀	830 円	79
		円			
	合計	28,300	円	（すべて政務活動）	
備考	添付資料：視察先資料				

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。

地域をつなぐ！交流の場づくりプロジェクト
(港区芝地区総合支所 X 慶應義塾大学)

芝の家

「ゆるやかなつながりが生まれる暮らし」



地域をつなぐ！交流の場づくりプロジェクト

「芝の家」

2023（令和5）年度 事業報告書

2023（令和5）年度 三田の家有限責任事業組合

政務活動記録簿（県外・県内視察）

日本維新の会 関本 真樹

年 月 日	2025 年 10 月 21 日～2025 年 10 月 22 日				
政務活動先	① 2025 年 10 月 21 日 超図書館総合研究所 ② 2025 年 10 月 22 日 図書館総合展（パシフィコ横浜）				
政務活動の目的	図書館のこれからのあり方について学ぶ				
相手方	① 株式会社 図書館総合研究所 ② 図書館総合展運営委員会				
内容、結果等 ※視察の効果を 明記のこと	まちライブラリーといった街中にいくつもあって気軽に立ち寄れる、地域住民の力も借りた図書スペースの運営についてや、先進地における図書館の取組、利便性の向上や効率化できる機器や設備等にふれることで、今後図書情報館がどういう方向を目指すべきかという事について学びを深めた。今後の一般質問や委員会質疑に活かしていきたい。				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	超図書館総合研究所	近畿日本鉄道	郡山～京都	830 円	126
	超図書館総合研究所	JR 新幹線	京都～東京	133,200 円	127
	超図書館総合研究所	地下鉄	東京～茗荷谷	180 円	128
	パシフィコ横浜	地下鉄	茗荷谷～みなとみらい	910 円	129
	帰宅	地下鉄	みなとみらい～横浜	200 円	131
	帰宅	JR 新幹線	新横浜～京都	13,500 円	132
	帰宅	近畿日本鉄道	京都～郡山	830 円	133
	宿泊費	9,200 円	内訳：アパホテル&リゾート 横浜ベイタワー		130
	合計	38,970 円	（すべて政務活動）		
備考	添付資料：視察先資料				

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。



超研まちライブラリー
by Womara Nakam

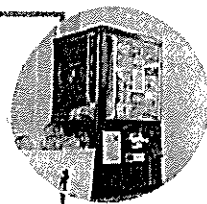
図書館の未来を考える実験施設・超図書館総合研究所が
運営するまちライブラリーです。

● 超研まちライブラリー？

まちライブラリーとは、学校やオフィス、カフェの一角などを活用して本棚を設置し、「本を通じて人とであう」まちの図書館です。

私たち超図書館総合研究所がひらく「超研まちライブラリー」では、アート、音楽、文学、ファッション、コミック、子どもたちが創った絵本などの、創造にインスピレーションを与える本のほか、3Dプリンターやレーザー加工機などの各種デジタルファブリケーションといったコンテンツをそろえ、イベントやワークショップなども開催しています。

どなたでも入れますので、ぜひお越しください！



● ライブラリー情報

開館時間

毎週水曜 13時～17時

※祝・弊社夏季休業および年末年始休業期間の場合は休館
※臨時休館は各種SNSでお知らせします。

住所

〒112-0012

東京都文京区大塚三丁目5番9号
住友成泉小石川ビルディング別館5階

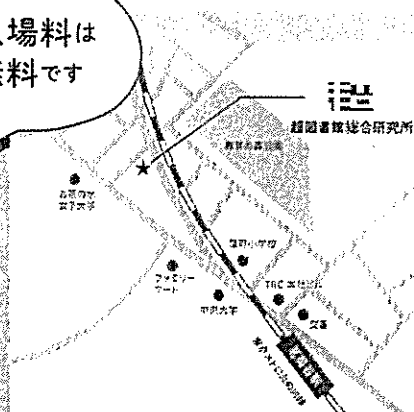
まちライブラリー
公式ページ



イベントなどの最新情報は
各種SNSで発信中！



入場料は
無料です



株式会社 図書館総合研究所
図書館総合研究所 マネージャー
図書館まちライブラリー ディレクター



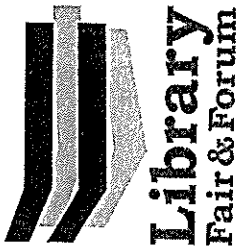
Information

〒112-0012
東京都文京区大塚3丁目5-9
住友成城小石川ビル別館5F



第27回

図書館とともにすすめる まち・教育・情報の未来



図書館総合展 2025

公式webサイト: <https://www.libraryfair.jp/>

各社SNSでも情報配信中: ◇X: @libraryfair ◇facebook: libraryfair_jp ◇Threads: libraryfair_jp ◇note: libraryfair

会場: パンフィコ横浜ホールCおよび
アネックスホール他

神奈川県横浜市西区みなとみらい1-1-1

総合案内: 045-228-6582

会期: 10月22-23-24日(水・木・金)

10:00~18:00

※期日: 10月10日(月)~23日(日)オンライン 第2期を開催

学生さん&初任者さん・ 異動者さんのための展示ブースツアー

一気に各社ブースをまわって、社員さん・職員さんから
直接お話を伺ってみませんか。図書館情報学を研究する
教員などがご案内します。下記の方を対象としておりま
すが、どなたでも参加可能です。

- ・就職希望の学生、図書館学を専攻する学生さん
- ・図書館に配属となって日の浅い職員さん
- ・リアル開催の図書館総合展に初めて訪れる方
- 参加: 申込み不要。5分前までに会場エントランスに
ご集合ください。

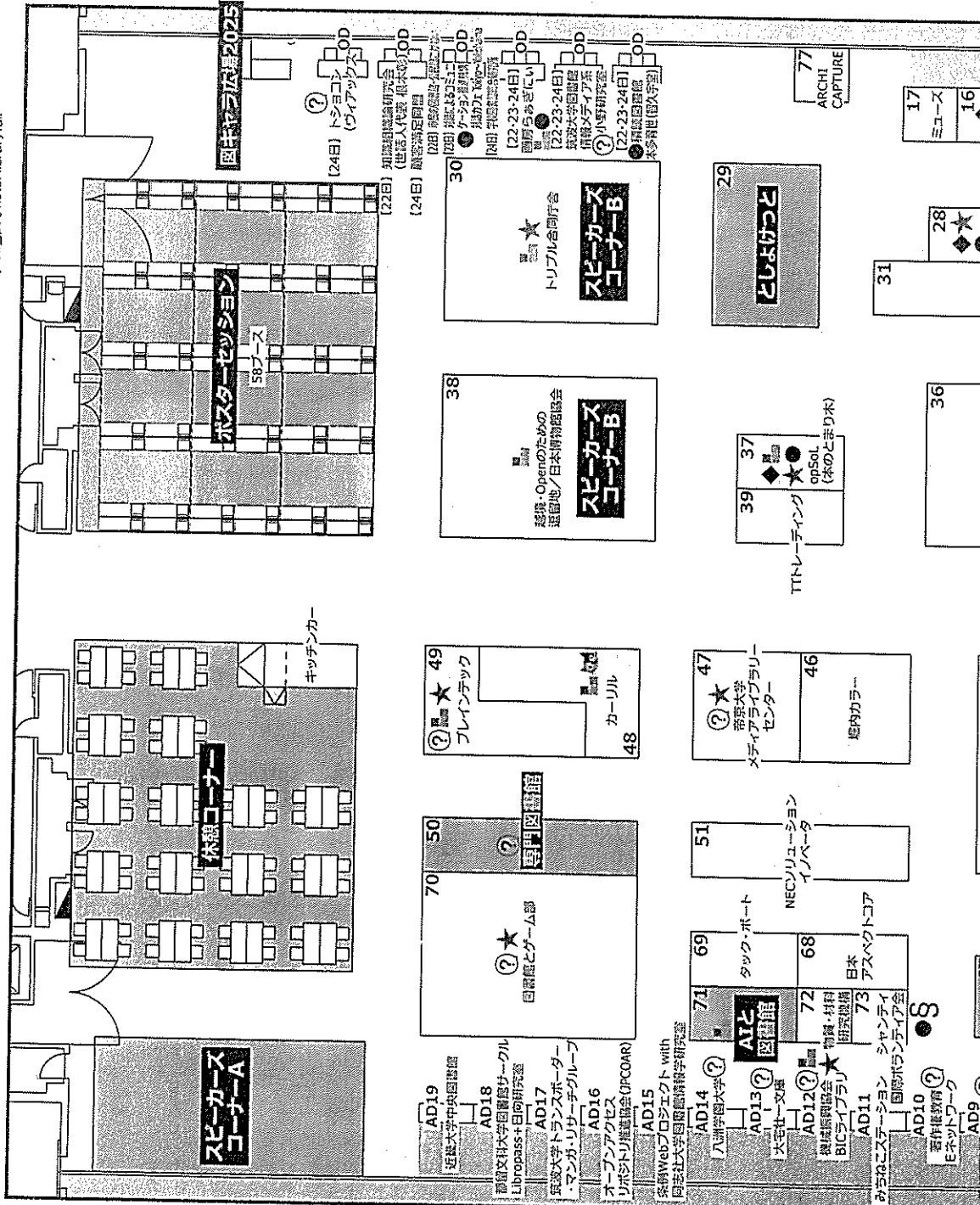
- 開催: 10月22日(水) 10:30~、13:05~、15:40~
- 10月23日(木) 10:30~
- 10月24日(金) 10:30~、13:05~、15:40~

災害と図書館 2025

日本において、災害はいつ、どこで発生してもおかしくあ
りません。被災した図書館の知見が皆様の防災意識向上
の一助となることを切に願い、「災害と図書館 2025」では
災害・防災に関する各種イベントや展示を、関係者と連携・
協力して開催します。

図書館マスコット 2025

図書館マスコットをおして学びましょう、つながりましょう!
全国各館種の図書館から集まるマスコットが置きちらし・
置き物などを持ち寄って展示、交流を深める場です。



AI と図書館

1. 開会挨拶・趣旨説明
2. レクチャー「AI とはそもそも何か ―図書館（員）のための AI 入門（その 1）―」
野末 俊比古（青山学院大学）
3. プレゼンテーション（出展企業によるサービス・製品などの紹介・案内）
「AI を活用したサービス・製品について ―実際・動向・展望を知る―」
NEC ソリューションイノベーション株式会社*
京セラコミュニケーションシステム株式会社
富士通 Japan 株式会社
エルゼビア・ジャパン株式会社
株式会社カーリル
株式会社内田洋行
*は登壇なし（社名紹介のみ）
4. ライトニングトーク「AI と図書館をめぐる ―実践・研究・アイデアなど―」
高倉 暁大（図書館とゲーム部）
5. フリーディスカッション（質疑応答・意見交換）
6. 閉会挨拶・事務連絡
7. 情報交換（懇談・名刺交換など）

進行：野末 俊比古（青山学院大学）

質疑応答・意見交換について

フリーディスカッションにおける質問・意見は、オンライン投稿・投票サービス「イマキク」(<https://imakiku.com/>) にて受け付けます。スマホや PC から、右の QR コードを読み込むか、またはブラウザで <https://sugukiku.com/> へアクセスのうえで参加コード XXXXXXXXXX を入力してください。質問・意見は随時、投稿してください。なお、サービスの利用によって、アプリがインストールされたり、個人情報・端末情報が取得されたりすることはありません。（協力：株式会社天問堂）



特設コーナーについて

図書館総合展の会期中、展示会場内に「AI と図書館」の特設コーナーを設置しています。AI 関連の製品・サービスやブース・フォーラムに関するリーフレット・チラシなどが配布されています。ぜひお立ち寄りください！（併設：「ロボ&Tech」コーナー）

主催（問合せ先）

図書館総合展運営委員会

事務局：LF@j-c-c.co.jp

企画担当 XXXXXXXXXX

政務活動記録簿（県外・県内視察）

日本維新の会 関本 真樹

年 月 日	2026 年 1 月 20 日				
政務活動先	山口県山陽小野田市				
政務活動の目的	新しい官民連携手法について学ぶ				
相手方	山陽小野田市役所 企画部 企画課				
内容、結果等 ※視察の効果を 明記のこと	経費節減、及び地域活性化の観点から官民連携は一層推進する必要があると感じており、国も広げようとしている新しい官民連携手法「LABV」について詳細や進めるにあたって苦心したことなどを伺い、実際に運営されている建物も見せていただく。協力者の参画促進等について学びを深められたため、今後の委員会質疑や一般質問に活かしていく。				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	山陽小野田市役所	JR	大和小泉～天王寺	490 円	168
	山陽小野田市役所	地下鉄	天王寺～新大阪	290 円	169
	山陽小野田市役所	JR 新幹線	新大阪～新山口	14,270 円	170
	山陽小野田市役所	JR	新山口～小野田	510 円	171
	帰宅	JR	小野田～新山口	510 円	172
	帰宅	JR 新幹線	新山口～新大阪	13,390 円	173
	帰宅	地下鉄	新大阪～天王寺	290 円	174
	帰宅	JR	天王寺～大和小泉	490 円	175
		円			
	合計	30,240 円	（すべて政務活動）		
備考	添付資料：視察先資料				

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。

【Aスクエア:2024年4月オープン】

4か所の事業地で展開される山陽小野田市LABVプロジェクトの最初のプロジェクト。銀行、商議所、学生寮、市民活動センターなどが入居する産官学金の複合施設。

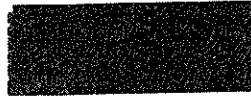


LABVによる公有資産利活用の新たな可能性

- 国内初のAスクエアの実践経験を通じて -



山口県山陽小野田市
企画部長



山陽小野田市日の出一丁目1番1号 〒756-8601

tel 0836-82-1130 fax 0836-83-2604

e-mail :

国土交通省 PPPサポーター

総務省 経営・財務強化アドバイザー(地方創生)

東洋大学 国際PPP研究所リサーチパートナー



山陽小野田市

企画部 企画課

兼 行政経営係

兼 PPP/PFI 推進室

主査 兼 係長



〒756-8601 山口県

山陽小野田市日の出一丁目1番1号

TEL:0836-82-1130

FAX:0836-83-2604

E-mail:



第11号様式（第5条関係）

政務活動記録簿（県外・県内視察）

日本維新の会 関本 真樹

年 月 日	2026 年 1 月 29 日				
政務活動先	岐阜県各務原市				
政務活動の目的	新設された特別支援学校の特長について学ぶ				
相手方	かかみがはら支援学校				
内容、結果等 ※視察の効果を 明記のこと	奈良養護学校が移転新設されるにあたり、同じ知体併設で令和7年4月から開校されたかかみがはら支援学校に視察に伺う。どういった協議によりあり方が検討されたのか、また求められる機能をどう備え、そして地域との連携のあり方について学びを深められたため、今後の委員会質疑や一般質問に活かしていく。				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	かかみがはら支援学校	駐車場代		1,000 円	178
	かかみがはら支援学校	近畿日本鉄道	郡山～京都	830 円	179
	かかみがはら支援学校	JR 新幹線	京都～名古屋	5,710 円	180
	かかみがはら支援学校	名古屋鉄道	名古屋～羽場	750 円	181
	帰宅	名古屋鉄道	羽場～名古屋	750 円	182
	帰宅	JR 新幹線	名古屋～京都	5,710 円	183
	帰宅	近畿日本鉄道	京都～郡山	830 円	184
	帰宅	特急料金	京都～大和西大寺	520 円	185
		円			
	合計	16,100 円	(すべて政務活動)		
備考	添付資料：視察先資料				

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。

各務原市新特別支援学校整備事業（事業年度：令和２年度～令和６年度）

学校名：かかみがはら支援学校

所在地：岐阜県各務原市鵜沼羽場町２丁目３番地１

主要用途：特別支援学校

設計期間：令和３年７月～令和４年１１月

工事期間：令和５年７月～令和６年１２月

【建築概要】

敷地面積：29,690㎡

建築面積：9,114.38㎡

延床面積：13,764.70㎡

構造規模：RC造一部SRC造 S造 地上２階

地域地区：都市計画区域内、市街化調整区域

駐車場：一般１７８台、大型スクールバス５台

【児童生徒数】

１６２人（令和７年５月１日時点）

※最大受入児童生徒数２６３人

【主な施設等】

各教室及び特別教室、屋内温水プール、屋外グラウンド、給食室、食堂、講堂（体育館）、図書スペース、喫茶スペース、インクルーシブ遊具
スクールバス（５台）

〔新特別支援学校整備事業費（令和２～６年度）及び国県補助金〕

支出	
項目	金額(円)
用地関係	約2.9億円
建築工事	約67億円
造成・外構工事	約5億円
周辺道路工事	約2億円
備品・消耗品等	約3.4億円
うちスクールバス関係	(約1.3億)
その他	約0.7億円

合計 約81億

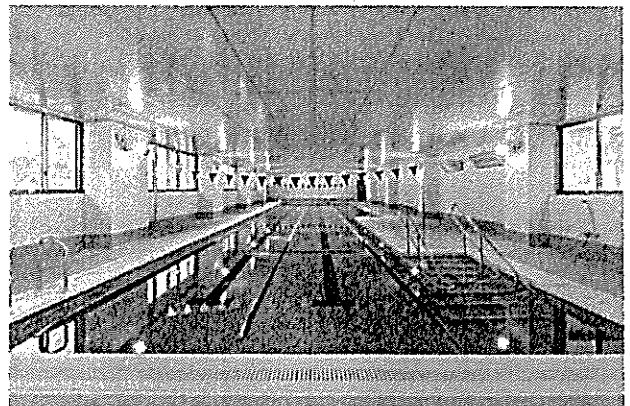
収入	
項目	金額(円)
国・県補助金	約24億円



<外観>



<図書スペース（本の森）>



<屋内プール>



<喫茶スペース（ひばり喫茶）>



開校まで

かかみがはら支援学校の整備概要									
旧各務原特別支援学校 ・那加富集町 ・生徒数50名程度					かかみがはら支援学校 ・鵜沼羽場町 ・児童生徒数220名程度を想定				
知的障がい	小学部	中学部	高等部		知的障がい	小学部	中学部	高等部	
知的障がい	—	—	—	○	知的障がい	○	○	○	○
肢体不自由	—	—	—	—	肢体不自由	○	○	○	○
病弱者	—	—	—	—	病弱者	○	○	○	○

かかみがはら支援学校の整備概要									
開校年度	建設場所	対象とする障がい種別	設置学部（学級数）	小学部	中学部	高等部	学校数	【合計】	
令和7年度	鵜沼羽場町2丁目地内（鵜沼市民サービスセンター北）	知的障がい、肢体不自由、病弱	小学部・中学部・高等部（通常学級、重複学級）	通常13学級、重複5学級 （6学年児童数計 93名まで）	通常7学級、重複3学級 （3学年生徒数計 51名まで）	通常13学級、重複5学級 （3学年生徒数計 119名まで）	3校	通常33学級、重複13学級 （最大在籍者数） 263名	

第11号様式の2 (第5条関係)

政務活動記録簿 (調査委託費)					
会派・議員名 関本 真樹					
年 月 日	令和7年5月1日 ほか				
委託名	政策調査委託				
委託先	株式会社高の原企画				
委託期間	令和7年4月1日～令和8年2月28日				
委託目的	議員活動を向上させ、県議会の発展に資するための調査を委託する				
内容、結果等	業務報告：別添調査委託報告書のとおり 調査委託結果の活用：教育、子育て支援等の各分野において国及び他府県の施策や論文等の各種情報をまとめてもらい、一般質問や委員会質疑に活用した。				
委託に要した経費	項目	支払先	金額	内訳	領収書番号
	調査委託費 4月分	(株)高の原企画	22,000 円	調査及び報告書 作成	2 9
	調査委託費 5月分	(株)高の原企画	22,000 円	調査及び報告書 作成	5 4
	調査委託費 6月分	(株)高の原企画	22,000 円	調査及び報告書 作成	6 4
	調査委託費 7月分	(株)高の原企画	22,000 円	調査及び報告書 作成	8 5
	調査委託費 8月分	(株)高の原企画	22,000 円	調査及び報告書 作成	1 0 4
	調査委託費 9月分	(株)高の原企画	22,000 円	調査及び報告書 作成	1 1 9
	調査委託費 10月分	(株)高の原企画	22,000 円	調査及び報告書 作成	1 3 9
	調査委託費 11月分	(株)高の原企画	22,000 円	調査及び報告書 作成	1 4 8
	調査委託費 12月分	(株)高の原企画	22,000 円	調査及び報告書 作成	1 6 0
	調査委託費 1月分	(株)高の原企画	22,000 円	調査及び報告書 作成	1 9 1
	調査委託費 2月分	(株)高の原企画	22,000 円	調査及び報告書 作成	2 0 1
	※100% 充当 合計 242,000 円×100% = 242,000 円				
備考	添付資料：委託契約書、調査委託報告書				

注 「委託契約書」「調査報告書」を添付してください。

調査委託契約書

日本維新の会奈良県議団（以下「甲」という。）と株式会社高の原企画（以下「乙」という。）は、第一条に定める目的を達成するため、以下の通り合意したので次の通り委託契約を締結する。

（委託目的）

第一条 乙は甲の指揮のもと、乙の技能及び知識をもって甲の政務調査を行い、甲の議員活動を向上させ、県議会の発展に資することを目的とする。

（委託事項）

第二条 本契約の調査委託事項は、議会活動に関する一切の事項とする。

（委託期間）

第三条 委託期間は、令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）2月28日までとする。

（委託料）

第四条 委託料は、月額220,000円（税抜）とし甲の構成員が均等負担する。

（履行場所）

第五条 委託事業先所在地は次のとおりとする。

事業所名 日本維新の会奈良県議会議員団

所在地 奈良市登大路町30 奈良県庁内（議会棟 日本維新の会会派控室）

（支払方法）

第六条 第四条の委託料については、甲を構成する各議員は、乙に対し、当月分は翌月の調査報告書及び精算報告書の提出をもって支払うものとする。振込の場合は、以下の口座へ振込する。三井住友銀行 [REDACTED] 株式会社高の原企画

（調査報告書の提出）

第七条 乙は甲に対して、委託事業の終了後、月毎に調査報告書及び精算報告書を作成し翌月10日までに提出することとする。

（秘密保持）

第八条 本契約における「秘密情報」とは、本契約において発生する業務の内容その他の一切の情報とし、双方、漏洩してはならない。また、他の目的に利用してはならない。本契約の解除後も継続するものとする。

2 乙は、本件業務の履行に当たって知り得た個人情報を取り扱うに当たっては、当該個人情報を適切に管理するものとする。

（損害賠償）

第九条 乙は甲が故意または過失により相手方に損害を与えた場合、その賠償を甲に請求することができる。

(変更及び解除)

第十条 本契約の有効期間中であっても、甲又は乙が変更若しくは解除を希望するときは、あらかじめ書面によって相手方に通知し協議したうえで、本契約の内容の変更若しくは解除をすることができる。

(疑義の解決)

第十一条 この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ解決するものとする。

この委託契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和7年(2025年)4月1日

所在地 奈良市登大路町30番地奈良県議会棟内日本維新の会控室
甲 事業所名 日本維新の会奈良県議会議員団

奈良県議会議員 星川 大地

奈良県議会議員 松木 秀一郎

奈良県議会議員 山田 洋平

奈良県議会議員 清田 典章

奈良県議会議員 関本 真樹

奈良県議会議員 福西 広理

奈良県議会議員 工藤 将之

奈良県議会議員 中川 崇

奈良県議会議員 小林 誠

奈良県議会議員 佐藤 光紀

奈良県議会議員 松尾 勇臣

所在地 京都府相楽郡精華町光台1-7 けいはんなプラザラボ棟

乙 事業所名 株式会社高の原企画

代表者 代表取締役 田中良典



令和7年5月1日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台 1-7
けいはんなプラザボ棟
株式会社 高の原企画
代表取締役 田中 良典



調査委託報告書

令和7年4月1日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせていただきます。

業務報告

業務概要 対象期間 (令和7年4月)	《業務項目》 ・会派ニュース vol8 校正 ・代表質問打ち合わせ ・陳情団体同席 ・奈良公園関連調査同席 ・教育関連調査 ・学童事例調査
--------------------------	---

精算報告

会派室勤務日時 (令和7年4月)	4月3日 9:00～17:00、4月4日 13:00～17:00、4月10日 9:00～17:00、 4月11日 13:00～17:00、4月17日 9:00～17:00、4月18日 13:00～ 17:00、4月24日 9:00～17:00、4月25日 13:00～17:00
請求報酬額	220,000 円 (税抜)

令和 7 年 6 月 5 日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台 1-7
けいはんなプラザラボ棟
株式会社 高の原企画
代表取締役 田中 良典



調査委託報告書

令和 7 年 4 月 1 日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせていただきます。

業務報告

業務概要 対象期間 (令和 7 年 5 月)	《業務項目》 ・ 代表、一般質問打ち合わせ ・ 意見書関連調査 ・ 奈良県大河ドラマ『豊臣兄弟！』観光推進協議会」の設立総会視察 (5 月 29 日) ・ 国交省水道事業ヒアリング ・ 質問構成補助 ・ ドローン自治体事例調査 ・ 奈良県立図書情報館視察同行
------------------------------	---

精算報告

会派室勤務日時 (令和 7 年 5 月)	5 月 1 日 9:00～17:00、5 月 2 日 13:00～17:00、5 月 8 日 9:00～17:00、 5 月 9 日 13:00～17:00、5 月 15 日 9:00～17:00、5 月 16 日 13:00～ 17:00、5 月 21 日 9:00～17:00、5 月 23 日 9:00～13:00、5 月 29 日 9:00 ～17:00、5 月 30 日 13:00～17:00
請求報酬額	220,000 円 (税抜)

令和7年7月3日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台 1-7
けいはんなプラザラボ棟
株式会社 高の原企画
代表取締役 田中 良典



調査委託報告書

令和7年4月1日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせていただきます。

業務報告

業務概要 対象期間 (令和7年6月)	《業務項目》 ・ 代表、一般質問打ち合わせ ・ 会派ニュース vol9 構成 ・ 会派ニュース発行調整 ・ 複合公共施設事例調査 ・ 代表質問スライド資料作成補助
--------------------------	---

精算報告

会派室勤務日時 (令和7年6月)	6月5日 9:00～17:00、6月6日 13:00～17:00、6月9日 13:00～17:00、 6月12日 9:00～17:00、6月13日 9:00～17:00、6月18日 9:00～ 15:00、6月19日 9:00～17:00、6月20日 13:00～17:00、6月23日 9:00～17:00、6月24日 9:00～17:00
請求報酬額	220,000 円 (税抜)

令和7年8月7日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台 1-7
けいはんなプラザラボ棟
株式会社 高の原企画
代表取締役 田中 良典



調査委託報告書

令和7年4月1日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせていただきます。

業務報告

業務概要 対象期間 (令和7年7月)	《業務項目》 ・ 代表質問打ち合わせ ・ リフレッシュ道路現地調査
--------------------------	---

精算報告

会派室勤務日時 (令和7年7月)	7月2日 9:00～17:00、7月3日 13:00～17:00、7月10日 9:00～17:00、 7月11日 13:00～17:00、7月17日 9:00～17:00、7月18日 13:00～ 17:00、7月24日 9:00～17:00、7月25日 13:00～17:00、7月31日 9:00～17:00
請求報酬額	220,000 円 (税抜)

令和7年9月4日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台 1-7
けいはんなプラザボ棟
株式会社 高の原企画
代表取締役 田中 良典



調査委託報告書

令和7年4月1日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせていただきます。

業務報告

業務概要 対象期間 (令和7年8月)	《業務項目》 ・代表、一般質問打ち合わせ ・会派意見書調整
--------------------------	-------------------------------------

精算報告

会派室勤務日時 (令和7年8月)	8月7日 9:00～17:00、8月8日 13:00～17:00、8月14日 9:00～17:00、 8月15日 13:00～17:00、8月20日 9:00～13:00、8月21日 9:00～ 17:00、8月28日 9:00～17:00、8月29日 13:00～17:00
請求報酬額	220,000 円 (税抜)

令和7年10月2日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台 1-7
けいはんなプラザボ棟
株式会社 高の原企画
代表取締役 田中 良典



調査委託報告書

令和7年4月1日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせていただきます。

業務報告

業務概要 対象期間 (令和7年9月)	《業務項目》 ・代表質問打ち合わせ ・トイレピカピカ計画ヒアリング同席 ・遊砂地調査 ・請願打ち合わせ ・けいはんな意見交換 ・奈良県中央卸売市場再整備民間意向調査（水族館）
--------------------------	---

精算報告

会派室勤務日時 (令和7年9月)	9月2日 13:00～17:00、9月4日 9:00～17:00、9月11日 9:00～17:00、 9月12日 13:00～17:00、9月17日 9:00～17:00、9月19日 9:00～ 17:00、9月24日 9:00～17:00、9月26日 13:00～17:00
請求報酬額	220,000 円（税抜）

令和7年11月6日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台 1-7
けいはんなプラザラボ棟
株式会社 高の原企画
代表取締役 田中 良典



調査委託報告書

令和7年4月1日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせていただきます。

業務報告

業務概要 対象期間 (令和7年10月)	《業務項目》 ・会派ニュース vol10 構成 ・奈良先端大視察企画及び同席 ・けいはんな意見交換（学研都市推進機構） ・京奈和自動車道建設促進大会調査
---------------------------	--

精算報告

会派室勤務日時 (令和7年10月)	10月2日 9:00～17:00、10月3日 13:00～17:00、10月9日 9:00～17:00、10月10日 13:00～17:00、10月16日 9:00～17:00、10月17日 13:00～17:00、10月23日 9:00～17:00、10月24日 13:00～17:00、10月30日 9:00～17:00、10月31日 13:00～17:00
請求報酬額	220,000 円（税抜）

令和7年12月4日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台 1-7
けいはんなプラザラボ棟
株式会社 高の原企画
代表取締役 田中 良典



調査委託報告書

令和7年4月1日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせていただきます。

業務報告

業務概要 対象期間 (令和7年11月)	《業務項目》 ・ 代表質問打ち合わせ ・ 京奈和道現地調査・建設資金調査 ・ 国道163号現地調査
---------------------------	--

精算報告

会派室勤務日時 (令和7年11月)	11月6日 9:00～17:00、11月7日 13:00～17:00、11月13日 9:00～17:00、11月14日 13:00～17:00、11月20日 9:00～17:00、11月21日 13:00～17:00、11月27日 9:00～17:00、11月28日 13:00～17:00
請求報酬額	220,000 円 (税抜)

令和 8 年 1 月 8 日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台 1-7
けいはんなプラザラボ棟
株式会社 高の原企画
代表取締役 田中 良典



調査委託報告書

令和 7 年 4 月 1 日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせていただきます。

業務報告

業務概要 対象期間 (令和 7 年 12 月)	《業務項目》 ・ 代表質問打ち合わせ ・ 補正予算（国）調査 ・ 橿原文化会館ホール、現地周辺調査
-------------------------------	--

精算報告

会派室勤務日時 (令和 7 年 12 月)	12 月 1 日 9:00～17:00、12 月 4 日 9:00～17:00、12 月 8 日 9:00～17:00、12 月 11 日 13:00～17:00、12 月 18 日 9:00～17:00、12 月 19 日 13:00～17:00、12 月 25 日 9:00～17:00、12 月 26 日 13:00～17:00
請求報酬額	220,000 円（税抜）

令和 8 年 2 月 5 日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台 1-7
けいはんなプラザラボ棟
株式会社 高の原企画
代表取締役 田中 良典



調査委託報告書

令和 7 年 4 月 1 日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせていただきます。

業務報告

業務概要 対象期間 (令和 8 年 1 月)	《業務項目》 ・会派ニュース構成 vol11 構成 ・代表、一般質問打ち合わせ
------------------------------	---

精算報告

会派室勤務日時 (令和 8 年 1 月)	1 月 8 日 9:00～17:00、1 月 9 日 10:00～14:30、1 月 15 日 9:00～17:00、 1 月 16 日 13:00～17:00、1 月 22 日 9:00～17:00、1 月 23 日 13:00～ 17:00、1 月 29 日 9:00～17:00、1 月 30 日 13:00～17:00
請求報酬額	220,000 円 (税抜)

令和 8 年 3 月 5 日

日本維新の会奈良県議会議員団御中

京都府相楽郡精華町光台 1-7
けいはんなプラザラボ棟
株式会社 高の原企画
代表取締役 田中 良典



調査委託報告書

令和 7 年 4 月 1 日締結の調査委託契約について、下記の通り業務報告及び精算報告をさせていただきます。

業務報告

業務概要 対象期間 (令和 8 年 2 月)	《業務項目》 ・ 代表、一般質問打ち合わせ ・ 三重県運転免許センター視察同行 ・ 関西広域連合議会視察 ・ 代表質問構成補助 ・ ナフィック現地調査 ・ 国道 169 号現地調査
------------------------------	--

精算報告

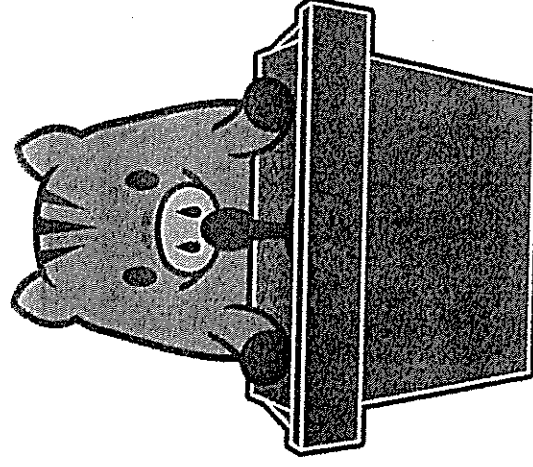
会派室勤務日時 (令和 8 年 2 月)	2 月 5 日 9:00～17:00、2 月 10 日 10:00～17:00、2 月 12 日 9:00～17:00、2 月 19 日 9:00～17:00、2 月 20 日 13:00～17:00、2 月 26 日 9:00～17:00、2 月 27 日 13:00～17:00
請求報酬額	220,000 円 (税抜)

第11号様式の4（第5条関係）

政務活動記録簿（研修会開催）				
会派・議員名 関本 真樹				
年 月 日	令和8年2月10日			
場所	奈良県庁 議会棟 第一委員会室			
研修会名	議員定数・合区等についての勉強会			
相手方（人数）	会派：日本維新の会所属の県議会議員 10名			
開催目的	議員定数・選挙区等検討委員会に向けての知識拡充			
内容、結果等 ※研修会開催の効果を明記のこと	講師：神戸大学 教授 藤村直史氏 講義 約30分 質疑 約1時間 議員定数についての基礎的な知識、他府県等の事例、合区についての留意点等について講義を受けた。 学術的な見解を得て、また様々な事柄について質疑を行い理解を深められたので、議員定数・選挙区等検討委員会での発言や質疑に活かしていく。			
開催に要した経費	項目	金額	内訳	領収書番号
	講師料	100,000 円	講師1名分 講師料	193
	合計	100,000 円	（全て政務活動費、）	
備考	添付資料：講義資料			

注 研修会の次第や資料、会場の写真等を添付してください。

都道府県議会の議員定数について



藤村 直史
神戸大学大学院法学研究科 教授
2026年2月10日

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等） 会派・議員名 関本 真樹					
年 月 日	令和7年4月8日他				
表題と発行部数	広報紙「MASAKI ニュース No.27」 26,000 部発行				
対象者	大和郡山市内				
配布方法	ポスティング（業者：25,000部 自身：500部） 街頭配布 500部				
発行目的	2月議会報告を行い、意見や要望等を求める				
按分率の説明	政党名や自身の写真の面積が20分の1以下であるため				
内容	2月議会報告（自身の代表質問等）				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷費	東京カラー印刷	54,870 円	@2.11 円×26,000 部	7
	ポスティング代	株式会社 STB	220,000 円	@8.8 円×25,000 部	26
	※ 全て 95% 充当 合計 274,870×95%=261,126 円				
備考	添付資料：MASAKI ニュース NO.27				

注 発行した広報紙を添付してください。



～県議会議員 関本まさきの県政報告～

発行責任者：関本真樹
大和郡山市小泉町918

携帯：080-6215-0287

E-mail: mightgaine5625@yahoo.co.jp

2025年春号

2月定例議会報告 ～令和7年度当初予算可決！！～

■ 今回の2月定例会において最大の争点となったのが、令和7年度当初予算でした。自民党・無所属の会の一部議員から、忠清南道との文化交流事業の予算（約3000万円）を削減した修正案が出されましたが、知事提案の当初予算案が可決されました！この当初予算の中には以下のような内容が盛り込まれています。（抜粋）

■ 道路整備の加速化！！

・ 令和6年度243億2200万円→令和7年度262億6500万円へと大幅増！
ならの道リフレッシュプロジェクトの対象を拡大し、また、土木事務所の裁量を拡大し道路改良をよりスピーディーに進めます。

■ 高校授業料無償化の対象拡大！！

・ 年収910万円以上の世帯への補助について
扶養する23歳未満の子が3人以上の世帯から2人以上の世帯に対象を拡大！

■ 子ども・子育て施策の予算が令和6年度より約20億円増加！！

保育士の処遇改善の継続、スクールカウンセラーを全公立小学校に配置、
メタバースを活用したオンライン環境を構築し、不登校支援を拡充
教育行政に係る法律相談体制を構築、いわゆるスクールロイヤー派遣体制を整備 等

■ 不妊治療費助成を行う市町村への補助を実施！

令和6年度700万円 → 令和7年度9400万円に予算が8700万円増

しかも、行財政改革も進めています！！

■ 事業の完了、見直し、廃止による効果額は約22億円！

それを事業効果のより高い施策へと重点投資

交付税措置のない県債（国に補填してもらえない借金）と県税収入額との比率も
昨年度より改善し、財政の健全性も維持しています。

奈良県の令和7年度一般会計当初予算は約5637億円、大和郡山市は約370億円
なので、当たり前ですが財政規模がだいぶ大きいですね。

皆さんのお声、お聞かせください。ニュースの感想やご意見、お困りごとなどなんでも。お電話
が気軽に事務所にお越しいただければと思います。お待ちしております！ホームページはこちら→



2月定例会において 関本まさき 初の代表質問（抜粋）



①大和平野中央の県有地活用について

川西町下永地区のバルセロナレジデンスアカデミーの誘致の進捗状況について
→1月に知事がヨーロッパを歴訪し、アカデミー幹部とも面会しトップセールス。契約等の時期は未定だが十分な手ごたえを感じていると答弁。

②高校授業料無償化の拡充について→割愛

③県営平城宮跡歴史公園の整備について

→食のハブ拠点を誘致すると答弁。詳細は県民だより5月号をご覧ください。

④奈良まほろば館について

（＝東京・新橋にある奈良県のアンテナショップ、首都圏における情報発信拠点）

1階の店舗の売上は令和4年度で約1億2000万円、令和5年度で約1億4000万円、令和6年度は12月末までで約1億1000万円。観光案内の人数も1時間当たり1～2人程度。移住相談は令和3年度は12件、令和4年度、5年度は3件、令和6年度は1月末までで6件。2階のイベントスペースは講座等で6割から7割は稼働しているように見られる。

これらにかかる費用として大きな割合を占める、1階と2階の賃料だけで月額約1200万円、年間で1億4000万円以上。入っている飲食店からも売上に対する一定割合の負担金はもらっているが、それでも年間1億3000万円以上の負担。1億から1億5000万円前後の売り上げとそれ以外の奈良のPR施策に対して賃料のコストだけでこの高額な費用。効率性に疑問を感じ、見直しが必要ではと疑義を呈す。

⑤土木技術職員の確保について

確保に苦労している現状を伺う。奨学金支給制度の拡充と広報強化を要望。

⑥教員の確保について

ここ数年、教員未配置の状況が続いており（担任がいらない、といった状況はないが定数や加配で配置するよう定められている数に充足できていない）、確保が本当に急務。様々な施策は実施されているが、まだ不十分だと感じる。新卒採用も増やしていく計画だが、一層拡充し離職防止の対策も進めていただくよう要望。

⑦自由進度学習について

自由進度学習とは・・・先生の指導の下、子どもたちが自ら時間割を組んで、学び方や学ぶペースを自分で決めて学んでいくというものです。最初に先生から学ぶ内容について大枠の説明はありますが、その後教科書を読んだり問題を解いたり、タブレット端末で調べたりというのは個人、もしくは友達と協働で。同じ時間中に社会の調べ学習をしている子や計算問題を解く子、漢字の勉強をする子がいたり、一見すると自習しているようにも見える授業風景。児童、生徒が主体的に学ぶ力を養えるよう自由進度学習を取り入れていくべきと提言。

今回初めて会派を代表しての質問をさせていただきました。時間も一般質問は25分のところ代表質問は40分！（2月、9月定例会の場合。いずれも答弁時間は含まず質問時間のみ）たくさん質問できるのはうれしい反面、今回は見ただけで質問の概要がわかるよう資料も作りこんだので準備にだいぶ苦労しました。⑥は色々なところからお声をちょうだいしており熱が入りましたし、⑦は視察にも行き、力を入れて質問しました。是非進めてほしい！

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）					
会派・議員名 関本 真樹					
年 月 日	令和7年6月25日				
表題と発行部数	広報紙「奈良県議会会派日本維新の会 NEWS Vol.8」 23,000 部				
対象者	奈良県民				
配布方法	奈良県内新聞折込 22,500 部 駅頭配布 500 部				
発行目的	2月議会報告を行い、意見や要望等を求める				
按分率の説明	議会活動報告のみのため				
内容	2月議会報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷費	㈱プット アップス スタイル	63,965 円	@2.78 円×23,000 部	56
	新聞折込費	㈱プット アップス スタイル	74,250 円	@3.3 円×22,500 部	57
		※ 全て 100% 充当 合計 138,215 円			
備考	添付資料：奈良県議会会派日本維新の会 NEWS Vol.8				

注 発行した広報紙を添付してください。

令和7年 2月定例会

代表質問



関本 真樹 議員

奈良県議会公式ホームページ
内議会中継より



- ① 大和平野中央の県有地活用について
- ② 高校授業料無償化の拡充について
- ③ 県営平城宮跡歴史公園の整備について
- ④ 奈良まほろば館について
- ⑤ 土木技術職員の確保について
- ⑥ 教員の確保について
- ⑦ 自由進度学習について

③ 県営平城宮跡歴史公園の整備について

質問 観光戦略本部平城宮跡周辺エリア部会において議論された方向性を踏まえ、県として、今後どのように取り組んでいくのか？

答 平城宮跡周辺エリア部会において、日本の「食のはじまりは奈良。世界と交わり地域とつながる空間づくり」を整備コンセプトとすることで、意見が一致した。奈良時代に日本の食文化のルーツが築かれ、発酵技術が発展した歴史や、日本食への国内外の関心の高まりを背景に、「食のハブ拠点」として複合施設の誘致やイベント開催を推進していく。さらに、「平城京を感じられる空間づくり」「情報発信」「交通環境の充実」「周辺環境の充実」「地域との連携・協働」の5つの要素を軸に整備を進める。ワーキンググループによる事業手法の検討等を来年度は予定している。

一般質問



中川 崇 議員

奈良県議会公式ホームページ
内議会中継より



- ① 文化活動を支える展示スペースの確保について
- ② 近鉄奈良駅周辺の再整備について
- ③ 天然記念物「奈良のシカ」の保護管理について
- ④ 市街化調整区域における土地利用規制の緩和について
- ⑤ 子どもたちに寄り添うための教員の負担軽減策について
- ⑥ 自転車事故による頭部障害や死亡を防ぐためのヘルメット着用指導について
- ⑦ 総合医療センター移転時の西ノ京駅周辺の地元要望事項への対応について
- ⑧ 知事による情報発信や政策議論のあり方について

① 文化活動を支える展示スペースの確保について

質問 県内で展示会を実施できる会場が、文化会館の改修工事等により少なくなっているが、文化活動の振興を図るため、展示スペース確保の対策を講じるべきと考えるがどうか？

答 再整備後の文化会館では、展示にも利用可能な多目的室等を設けることを予定している。他施設の情報や活用例を周知しつつ、県立美術館整備基本構想について、展示機能の検討などを進めていく。県民の声に耳を傾けながら、市町村の文化施設とも連携し、県民の文化活動の発表や展示の場の確保を図りたい。



小林 誠 議員

奈良県議会公式ホームページ
内議会中継より



- ① 国道168号香芝王寺道路の歩道橋架け替えについて
- ② 世界遺産である法隆寺門前の県道整備について
- ③ 新西和医療センターがめざす姿について
- ④ サステナブルな水田営農の推進について
- ⑤ 生徒指導の現状と課題について
- ⑥ 県立高等学校における連続性のある多様な柔軟な学びの場の整備について

② 世界遺産である法隆寺門前の県道整備について

質問 法隆寺門前の県道バリアフリー化についてどのように進めるのか、また、観光振興に資する整備について、斑鳩町の要望をどのように受け止め、事業に反映させるのか伺いたい。

答 斑鳩町の計画では、この県道を、景観等へ配慮した上でバリアフリー整備する必要がある道路だと位置づけている。今後、町が目指すまちづくりと整合のとれた整備を行うよう、町から地元・関係機関と協議や調整を行った上で、まちづくりの方向性が示されれば、歩道整備や道路空間の活用について、県として積極的に協力していきたい。

委員会 報告

各議員の詳しい質問内容はQRコードの動画をご覧ください。

民生委員会



建設委員会



総務警察委員会



経済労働委員会



文教くらし委員会



第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）					
会派・議員名 関本 真樹					
年 月 日	令和7年7月28日他				
表題と発行部数	広報紙「MASAKI ニュース No.28」 26,000 部発行				
対象者	大和郡山市内				
配布方法	ポスティング（業者：25,000部 自身：500部） 街頭配布 500部				
発行目的	6月議会報告を行い、意見や要望等を求める				
按分率の説明	政党名や自身の写真の面積が20分の1以下であるため				
内容	6月議会報告（自身の委員会質疑等）				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷費	東京カラー印刷	54,870 円	@2.11 円×26,000 部	74
	ポスティング代	株式会社 STB	220,000 円	@8.8 円×25,000 部	105
	※ 全て 95% 充当 合計 274,870×95%=261,126 円				
備考	添付資料：MASAKI ニュース NO.28				

注 発行した広報紙を添付してください。



～県議会議員 関本まさきの県政報告～

2025年夏号

発行責任者：関本真樹

携帯：080-6215-0287

大和郡山市小泉町918 粕本ビル202

E-mail：mightgaine5625@yahoo.co.jp

6月定例議会報告 ～会派から提出した意見書が可決～

■ 今回の6月定例会において、知事提案の、補正予算や条例改正等の議案は全て可決されました。また、今定例会においては会派：日本維新の会から

「二馬力選挙を規制する公職選挙法改正を求める意見書」
を提出し、可決されました。

最近の選挙において、公営掲示板に貼られる選挙ポスターの使われ方が問題となり、今年の通常国会で公職選挙法が改正され、選挙ポスターには候補者の氏名をわかりやすく記載する事、品位を損なう内容を記載しない、特定の商品等の宣伝をしないこと等が明記されました。（施行は令和8年1月1日）

また、直近の兵庫県知事選においては自らの当選を目的とせず、他の候補者の当選のために選挙運動が行われる事案が発生しました。これを放置すると複数人が一人の候補者の当選を目指すという事態も発生しかねず、選挙の適切な実施に向けていわゆる二馬力選挙を規制する公職選挙法改正を求める意見書を提出しました。

関西広域連合議会議員に選出されました！

■ 関西から新時代をつくる！という志のもと、関西の府県と政令指定都市が結集して府県域を越える全国初の広域連合として2010年12月に特別地方公共団体「関西広域連合」が誕生しました。奈良県も2024年4月から全面参加しています。

構成府県市は、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県です。

広域での防災、観光・文化・スポーツ振興、産業振興、医療などを進め関西で一体となって地域力の向上に取り組んでおり、ドクターヘリによる広域救急医療体制の充実やカウンターパート方式（自治体が被災自治体を1体1で自己完結的に支援する方式）による迅速な被災地支援などで着実に実績をあげています。

市や県のように、府県市から選出された議員で構成される議会もあり、奈良県議会からは4名で、そのうちの1人に私が選出されました。今後も一般質問等、適宜報告します。

皆さんのお声、お聞かせください。ニュースの感想やご意見、お困りごとなどなんでも。お電話が気軽に事務所にお越しいただければと思います。お待ちしております！ホームページはこちら→



観光振興対策・地域公共交通対策等特別委員会での質疑(抜粋)



①観光アプリ「ならいこ」について。好みに合わせてオススメの奈良旅プランを考えてくれるアプリ「ならいこ」が昨年12月に供用開始された。利用者や登録されている観光地や店舗、宿の数は。また、問い合わせや意見を入力できるところがないが、改善にあたり利用者の声はどう集めるのか。

アクセスは半年強で延べ約35000件、登録している観光施設は260件（うち飲食161件 宿泊所45件）。引き続き増加に努めていく。利用者の傾向などは離脱率の高いページといったアクセス状況等をAIで分析している。利用者のニーズに合った改善を図っていく。



②公共ライドシェア「ノッカルおくうだ」の実証実験について。約3か月の期間で1日平均1～2往復の利用。周知不足、行先や希望時間のミスマッチなど要因をどう分析しているか。ドライバー確保に向け報酬を上げるべきでは。

期間が長いわけではなく、個別での周知もしたが浸透しきっていない部分もある。ニーズがマッチしていたか等検証し、継続可否等今後のことを考えていく。ドライバー報酬を上げるべきという声もあったが、運賃にも影響するので検討していく。→自治体がバス会社への補助をしたりもしている。地域交通を維持するには一定のお金を出すことも検討すべきと指摘。



文教くらし常任委員会での質疑(抜粋)



①民俗博物館について。民俗資料収集・保存方針等検討委員会での検討の状況、また民俗資料の整理の進捗は。博物館再開にあたって何か条件はあるか。

昨年秋から検討委員会を3回開催した。直近では収取保存方針と除籍マニュアルについて意見をもらった。今年度中に策定予定。民俗資料整理の進捗は2割程度。資料整理が完了しなくても再開は可能と考えている。



②学校の働き方改革について。進捗について現時点での評価は。また今の段階では数値目標はないが今後どうするか。また、どう実効性を高めていくのか。

教員業務支援員の配置強化等で負担の軽減も進めており、成果としては残業時間等の数値で一定測っていく部分はある。ただ、教師には自己研鑽や授業力向上も必要、それとウェルビーイングが両立できるような体制にしていく。

→残業時間が減っても持ち帰り業務が増えただけなら意味がない。現場の先生方が学校の働き方改革が進んでいると感じているのか、こういった事をしてほしいと思っているのか等の把握の為、負担はあまり増やさない方法でアンケート等実施することと、数値で測れる定量的な目標設定もするよう要望。



第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）					
会派・議員名 関本 真樹					
年 月 日	令和7年10月14日				
表題と発行部数	広報紙「奈良県議会会派日本維新の会 NEWS Vol.9」 21,550 部				
対象者	奈良県民				
配布方法	奈良県内新聞折込 21,050 部 駅頭配布 500 部				
発行目的	6 月議会報告を行い、意見や要望等を求める				
按分率の説明	議会活動報告のみのため				
内容	6 月議会報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷費	㈱プット アップス タイル	59,978 円	@ 2.78 円×21,550 部	123
	新聞折込費	㈱プット アップス タイル	69,465 円	@ 3.3 円×21,050 部	124
	※ 全て 100% 充当 合計 129,443 円				
備考	添付資料：奈良県議会会派日本維新の会 NEWS Vol. 9				

注 発行した広報紙を添付してください。

令和7年 6月定例会報告

議会改革が動き出す!

議会による、県民のための議会改革

日本維新の会県会派は、今議会において、自民県会と連携し、県民にとっての県議会改革を進めていくことを決意しました。県民のみなさん、ぜひご意見を伺いたいです。その中で、県民のみなさんに知ってほしい、県民のみなさんに知ってほしい、このことが県政発展、二元代表制としての県議会の発展につながると思います。

議員報酬削減の議論を進める
議員報酬の更なる削減を

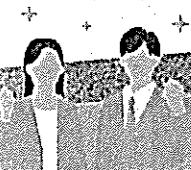
本会議答弁者の見直し
議論が噛み合うことを目指す

県庁職員の働き方改革
議会開会中を除き勤務時間外打合せ廃止など

特別委員会のあり方見直し
常態化している特別委員会を事件や課題の必要に応じて設置

各委員会への理事者の出席要請の見直し
職務の効率化のため、課長級職員の出席者を答弁する者のみに

議員派遣の見直し
各種議員派遣に関して、抜本的な見直しを行う



山下県政の政策実現が進んでいます!

『ならの道リフレッシュプロジェクト』

本年の2月議会でもお伝えした通り、『ならの道リフレッシュプロジェクト』が順次、施工されています。整備は道路の舗装補修、防草対策、区画線補修の3項目に分けられ、県ホームページで実施状況がわかります。この事業は山下県政の目玉政策の一つで、令和7年度には262億円が予算化されています。



矢野みどり、大和郡山井野町交差点

『県立高校トイレピッカピカ計画』

この夏休みからいよいよ工事が始まります。県内29校(31学舎)のうち、まずは7校から着手されます。1校あたり約1年間の日数を要し、工事中は生徒や関係者の皆様にもご不便をおかけしますが、完成した時は必ず学校生活の向上につながると期待します。

1分1秒でも早く!



県議会 南部・東部地域振興対策特別委員会で『クマ対策』前倒しを要請

ツキノアグマ保護管理計画改定について

クマの出没と被害が全国的に発生している中、6月13日に開催された県議会南部・東部地域振興対策特別委員会で、委員として質問にたった日本維新の会議員松尾勇臣幹事長は、「パブリックコメントのスケジュールもあるが、現行計画で命の危険を感じている県民もいる中、改定は月単位ではなく日単位で動いて1分1秒でも早くして欲しい。」と迅速な県の対応を求めました。また、「クマもそうだが、根本は奥山に動物たちの食べ物がないという検証結果が多い。例えば県有林を使ってクマのエサとなるどんぐり植えて、人が奥山に返していく努力を都局横断の長期的視野で行っていく必要がある。」と訴えました。

日本維新の会が提出した意見書が採択されました!

自らの当選を目的とせず他の候補者の当選を目的として選挙に立候補する、いわゆる二馬力選挙を制限する法規制がないことから、日本維新の会は国に法改正を求める意見書を県議会に提出し、採択されました。日本維新の会は、民主主義の根幹をなす公平な選挙を守ります。

7月2日に行われた県議会役員改選で日本維新の会から常任委員長2名、副委員長2名、議会運営委員会でも副委員長が選出されました。

さらに奈良県監査委員の議席枠2名のうち1名は、日本維新の会から選出され、議会三役の重要な役割を担います。

関西広域連合議会にも会派から2名を選出し、県の街づくりの骨格を決定する都市計画審議会や国土利用計画審議会などの付属機関にも会派から委員を選出しました。

山崎 隆 ながわ たかし 県議会議員 県議会議員	佐藤 光紀 さとう みつひ 県議会議員 県議会議員	中川 崇 なかがわ たかし 県議会議員 県議会議員
小川 隆 小川 たかし 県議会議員 県議会議員	工藤 裕之 いとう ゆう 県議会議員 県議会議員	福西 広理 ふくにし ひろなり 県議会議員 県議会議員
松本 孝一朗 まつもと けいいちろう 県議会議員 県議会議員	新田 雅章 にしだ まさあき 県議会議員 県議会議員	山田 洋平 やまだ ひろへい 県議会議員 県議会議員

令和5年6月定例会



福西 広理 議員



- 知事就任時から達成できた取組と未達成の公約について
- 県立病院機構の中期計画の変更と今後の展望
- まほろば健康パークの今後の整備方針について
- 耕作放棄地対策及び農業の担い手確保をどうするか
- 空家等対策特別措置法による市町村の対応及び本県の取組
- 大和川の国の治水対策と県のかかわり
- 下水道管の老朽化対策について

● まほろば健康パークの整備について

まほろば健康パークの南側の川西町半田地区は県の人口重心地に位置する。県民が最も平等に集いやすい優位性を備えている。健康・スポーツ・観光・産業振興・交流のハブ拠点としてどのように整備するか。

パブリックコメントを踏まえ、楽しく、子育て支援をコンセプトとした計画を、本年3月に策定した。多様な人の交流を促す交流エリア、雨天でも安心、大屋根広場、水遊びなどのできる「プレイパークエリア」、バーベキューも楽しめる「アウトドア・樹木エリア」。今年度は管理運営に関心を持つ民間事業者に試行的に利用してもらう、いわゆるトライアルサウンディングを予定。魅力的な運営ができるよう、設計段階で管理・運営事業者の提案やノウハウが反映できる事業手法を取りたい。

佐藤 光紀 議員



- 大阪・関西万博における奈良県の取組について
- 米の種子生産について
- 奈良公園について
- 県庁周辺における交通対策について

米の種子生産について

稲の種子が多国籍企業や民間業者に独占されるなどの懸念、さらには品質、価格に不安を感じた農家や消費者の働きかけによって、山下県政に代わった節目に、奈良県主要農作物種子生産実施要項及び要領を定めた理由と、今後の米の種子生産に係る方針について問う。

多くの生産者・消費者などから、主要農作物の種子供給に関する県の計画や指針を示すべきという要望が寄せられ、奈良県主要農作物種子生産実施要項及び要領を、本年3月24日付けで制定した。この要項及び要領に基づき生産者へ優良な種子供給を継続することで、米をはじめとした主要農作物の生産性向上に寄与してまいりたい。

工藤 将之 議員



- 市町村への支援のあり方について
- 南部・東部地域等の土地利用制度の見直しについて
- 大神神社参道（一般県道三輪山線）整備について
- 不登校支援について
- 県立学校トイレへの生理用品の配置について
- 物価高騰対策について

南部・東部地域等の土地利用制度の見直しについて

知事は5月末に天理市と桜井市の市長から要望を受け、6月16日に発表した天理市福住校区と山の辺校区山間部、桜井市上之郷地区を対象とした「天理市及び桜井市の東部山間地区における土地利用等に関する勉強会」の立ち上げは、内容、スピードともに評価に値する。今後の進め方を問う。

本年5月に天理市長・桜井市長から、現状の基準や運用では産業、観光施設の立地が難しく、地域コミュニティ維持にも支障があり、基準等の改正を求める要望を受け、「勉強会」を立ち上げた。6月26日に第1回勉強会を開催した。現地視察等も行いながら今年度中に必要な施策を打ち出したい。

星川 大地 議員



- 広報・情報発信について
- 奈良県文化会館の運営手法について
- 近鉄大和西大寺駅の高架化について
- 災害時におけるドローンによる支援活動に関する協定について
- 誰もが安心して暮らせるまちづくりについて

近鉄大和西大寺駅の高架化について

近鉄大和西大寺駅の高架化については、県、奈良市、近鉄の3者による協議が止まったままで、いまだ再開に至っていない。奈良市への県の働きかけと協議の過程を具体的に伺いたい。

令和5年、まずは高架化のみを行い、平城宮跡内の近鉄線は存置することを、県、奈良市、近鉄の3者での検討に合意した。同年11月に第2回目の協議を行った以降、市の意向で協議会は開催できていない。昨年7月、奈良市長との面談では高架化に消極的な印象を受けた。その後、協議会への市の回答はない。総事業費を正確に算出していくことや市の考える高架化以外の対策についても協議することも提案している。

委員会 報告

6月定例会

委員の詳しい質問内容は、各委員の動画をご覧ください。

総務警察委員会

山田 祥平



経済労働委員会



文化くらし委員会



第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）					
			会派・議員名	関本 真樹	
年 月 日	令和7年11月12日他				
表題と発行部数	広報紙「MASAKI ニュース No.29」 27,000 部発行				
対象者	大和郡山市内				
配布方法	ポスティング（業者：25,000部 自身：1500部） 街頭配布 500部				
発行目的	9月議会報告を行い、意見や要望等を求める				
按分率の説明	政党名や自身の写真の面積が20分の1以下であるため				
内容	9月議会、関西広域連合議会報告（自身の一般質問等）				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷費	東京カラー印刷	56,330 円	@ 2.09 円×27,000 部	141
	ポスティング代	株式会社 STB	220,000 円	@ 8.8 円×25,000 部	151
	※ 全て 95% 充当 合計 276,330×95%=262,513 円				
備考	添付資料：MASAKI ニュース NO.29				

注 発行した広報紙を添付してください。



～県議会議員 関本まさきの県政報告～

発行責任者：関本真樹

携帯：080-6215-0287

大和郡山市小泉町918 粕本ビル202

E-mail : mightgaine5625@yahoo.co.jp

2025年秋号

9月定例議会報告 ～決算議案が可決～

■ 今回の9月定例会において、知事提案の補正予算や条例改正等の議案、及び令和6年度奈良県一般会計歳入歳出決算の認定について いわゆる決算議案も含めて全て可決されました。決算は過去の税金の使われ方について、問題がなかったかや成果がどうだったのかを審査するものですが、この結果を次年度の予算編成に活かし、よりよい当初予算となるよう我々議員も引き続きチェック、提言を行ってまいります。

議員定数及び選挙区等検討委員会が設置されました

■ 奈良県議会議員の定数及び選挙区等検討委員会の設置が議決され、私も委員の一人に選任されました。

地方自治法で「議員定数は条例で定める事」とされており、上限も下限も規定されていません。要は議員が考え、話し合い、決めるという事になりますが、改選前に設置された同様の委員会では現状維持となりました。おおよそ4年が経過し、様々な社会情勢も変わるなかどうしていくべきかなのか。適正な人数を見定め、また選挙区をくつつける合区についても検討を進め、よりよい方向性となるよう議論を尽くしていきます。

関西広域連合 8月定例会で一般質問を行いました

■ 関西広域連合も定例会や臨時会といった本会議が年4回あり、そこで構成府県市の議員が一般質問を行います。奈良県の場合、選出議員が4名なので、各員年1回、16分（質問時間のみ、答弁時間は含まない）の持ち時間で行う事になります。今回、私は

- 1 広域観光の推進について
- 2 広域連携による行財政改革の推進について
- 3 広域での職員研修について

の3点について質問を行いました。広域だからこそできること、そして広域化することで効率化できることをさらに進め、一層連携を強めていけるようにしていきたいと思います。



9月議会で一般質問を行いました(要旨抜粋)



①県民の健康づくりについて。昨年策定された「なら健康長寿基本計画」において、「健康的な生活習慣の普及」を施策の柱の1つに掲げているが、運動の習慣化を含めた県民の健康づくりについてどのように取り組んでいくのか。

65歳以上と比較して20～64歳の現役世代で運動習慣がある人の比率が低く課題と認識している。総合型地域スポーツクラブへの支援、大型商業施設での歩行能力測定の実施等に取り組んでいる。モデル事業所を設定し、健診結果から健康等の課題を把握し改善、運動の習慣化につなげる施策を広げていきたいと考えている。
→歩くとポイントがもらえるアプリが他自治体等でもある。ポイントを自分ではなく小中学校等に寄附し、子ども達が使い道を考えられるような仕組みで健康アプリを導入すれば現役世代の運動を促進し、子どもたちにも還元できると導入を要望。



②英語教育の推進について。奈良県英語教育改善プランで掲げる目標の達成状況は。英語によるコミュニケーション能力を育成する県立高校での取り組みは。

国が実施する英語教育実施状況調査では成果が徐々に現れており、生徒の英語力は年々向上している。今年度は、プランの目標を「話すことと書くことの発信力の強化」とし、AIの効果的な活用についての実践や知見の蓄積をしている。
→理想としては公立高校の卒業時に英会話が一定できる事だと考える。AIとの会話練習等積極的な先進技術の活用を含め英語力向上に一層の努力を期待。



③読解力の向上について。南部・東部地域をモデルに令和5年度から取り組んでいる読解力向上プロジェクトの成果と今後の方針についてお聞かせください。

令和5, 6年度実施のリーディングスキルテストの結果から基本的な読解力に課題があることが判明。教員に読解力を意識した授業改善につなげる研修会を開催、延べ3000名以上が参加。授業モデル例を教育研究所HPで公開するなどを実施。
→南部東部でやったことの今年度の展開が弱いと感じる。各校が希望した場合のスキルテスト実施の支援やこれに特化した授業に向けてのサポート強化等を要望。



④学校現場における教員不足の解消について。学校現場、特に小・中学校における教員不足の状況を少しでも解消するためには、若手教員の離職防止が重要と考えるが、県はどのように取り組んでいるのか。

初任者指導教員の配置や相談体制の構築で心理的負担を減らし、10年目までの若手支援でベテラン教員をサポートにつかせたりもしている。今年度アンケートも実施して状況把握するとともに働き方改革推進プランも改定しさらに負担軽減を図る。
→新卒採用を増やしてもらっているが、退職が増えては意味がない。引き続き働き方改革推進も含め離職防止に尽力いただきたい。また、通常クラスにも支援の必要な児童生徒が増加している。特別支援教育支援員が足りていないと言う声を各自治体の学校現場から耳にする。是非とも増員に向けての県の支援をと強く要望。



第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
会派・議員名 関本 真樹					
年 月 日	令和8年1月7日				
表題と発行部数	広報紙「奈良県議会会派日本維新の会 NEWS Vol.10」 21,550 部				
対象者	奈良県民				
配布方法	奈良県内新聞折込 21,050 部 駅頭配布 500 部				
発行目的	9月議会報告を行い、意見や要望等を求める				
按分率の説明	議会活動報告のみのため				
内容	9月議会報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷費	(株)プット アップス タイル	59,978 円	@2.78 円×21,550 部	158
	新聞折込費	(株)プット アップス タイル	69,465 円	@3.3 円×21,050 部	159
	※ 全て 100% 充当 合計 129,443 円				
備考	添付資料：奈良県議会会派日本維新の会 NEWS Vol.10				

注 発行した広報紙を添付してください。

2025年 9月定例会報告

前進。奈良県政

山下知事×日本維新の会の改革で、生活密着の県政を前へ前へ、さらに前へ。

前進 保育士

県独自の処遇改善で
就職率・意欲もアップ!

令和6年度から県独自の取組として、民間保育所等に勤務する常勤の保育士等への給与加算を実施する市町村に対して補助をするという制度を開始。

保育士養成施設卒業生で
県内保育施設に
就職した人の割合

令和5年度 52.3% アップ 令和6年度 57.8%

待遇の改善を非常に感じる、
やや感じると思った施設の割合
(令和7年10月22日知事定例会記者会見より)

これについては、日本維新の会が、令和7年3月予算審査特別委員会で、奈良県保育士処遇改善事業は大変いい取組だと評価し、奈良県は保育士の給料が低く、大阪府に勤めに行ったほうが高いことを改善するべきだと要望していました。

前進 子育て

次世代への投資は
奈良県の成長につながる

令和8年度から所得制限を撤廃した全ての子どもを対象とした高校授業料実質無償化が始まります。

9月議会で日本維新の会の代表質問に対し、山下知事は、奈良県独自の政策であり次世代への投資こそが奈良県の成長につながる。強い信念をもって進めたいと述べました。

前進 クマ対策

日本維新の会が以前から
クマ対策予算措置を要望

全国的にクマによる被害が多発する中、日本維新の会は、6月の南部・東部地域振興対策特別委員会で、早期の条例改正と森林の環境改善を求めました(前号掲載)。

それに続き、9月の予算審査特別委員会で奈良市の北部でも出没が相次いでいるとしたうえで、クマ専門家派遣事業は当初予算の約600万円では足りるのかと質問し、各市町村への支援を手厚くするよう求めました。

奈良県から初の総理となった高市早苗首相は、経済対策でクマ対策に交付金を拡充することを明言されました。

前進 道路

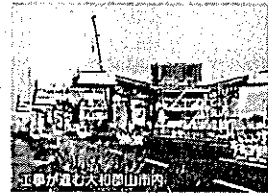
もっと奈良の道を快適に。
京奈和道で近畿の中心地へ

10月に東京で開催された京奈和自動車建設促進大会に、日本維新の会、小林議員と福西議員が建設委員会の委員として参加しました。

この大会は山下知事が会長を務める京奈和自動車道建設促進協議会が主催し、奈良県、和歌山県、京都府や国会議員、地方議員も参加し早期開通に向けて協力を誓い合いました。

京奈和自動車早期整備はもちろんですが、県民の利便性と生活の向上はむしろ周辺道路の整備にかかっています。

大会に参加した小林、福西両議員は、ネクスコ西日本の社長や関西支社長などと相乗効果をめざして奈良県の道路整備を加速させるため情報交換しました。



京奈和道が通る大和郡山内町

松尾 勇臣 まつお ゆうじん 奈良県議会議員 奈良県議会議員会派 日本維新の会	佐藤 光紀 さとう みつふみ 奈良県議会議員 奈良県議会議員会派 日本維新の会	中川 崇 なかがわ たかし 奈良県議会議員 奈良県議会議員会派 日本維新の会
小林 千恵 こばやし ちえ 奈良県議会議員 奈良県議会議員会派 日本維新の会	福西 広理 ふくにし ひろなり 奈良県議会議員 奈良県議会議員会派 日本維新の会	関本 真樹 せきもと まさき 奈良県議会議員 奈良県議会議員会派 日本維新の会
坂本 孝一郎 さかもと けいいちろう 奈良県議会議員 奈良県議会議員会派 日本維新の会	山田 健平 やまだ けんぺい 奈良県議会議員 奈良県議会議員会派 日本維新の会	星川 大地 せしかわ だいち 奈良県議会議員 奈良県議会議員会派 日本維新の会

令和7年 9月定例会



清田 典章 議員



- ① 高等学校授業料等への支援の拡充について
- ② 県立美術館の整備について
- ③ 多文化共生について
- ④ 中小企業支援について
- ⑤ 広報戦略について
- ⑥ 観光総合戦略について
- ⑦ 民間を活用した空き家対策について
- ⑧ 入札不調等への対応について
- ⑨ 学校部活動の地域移行について

① 高等学校授業料等への支援の拡充について

知事 高等学校授業料等の実質無償化により、すべての子どもたちが平等に学び、未来を切り開ける社会の実現に一步近づいた。学校部活動を地域クラブ活動へ移行では地域クラブ運営費用を保護者が負担することになる。その一方で部活動指導員の配置を促進する地域連携との間で、費用負担に不公平が生じると考えるが、どのように対応していくのか。

国 国の補助制度のスキーム等がどのようなのか見極めながら、原則保護者負担という姿勢は残しつつも、その負担を軽減することができる補助制度の創設に向けて、必要となる予算の確保に努めてまい



小林 誠 議員



- ① 奈良県立図書館の20年の成果と未来への展望について
- ② 児童虐待対策について
- ③ 観光戦略本部の今後の方針について
- ④ 世界遺産の玄関口にふさわしい斑鳩町の県道整備について
- ⑤ 世界遺産の玄関口にふさわしい斑鳩町の県道整備について

JR JR大和路線の法隆寺駅、そして、西名阪自動車道の法隆寺インターチェンジの2つの主要交通網の結節点がこれほど接近している斑鳩町は、まさに奈良県の玄関口ともいえる。その斑鳩町にある法隆寺参道を、おかげ横丁のようににぎわいのある参道整備を斑鳩町に働きかけている。奈良県で一番短い県道、斑鳩町にある法隆寺門前である県道法隆寺線の整備をどうすすめるのか。

斑鳩町 斑鳩町が目指す法隆寺周辺の観光振興などとの整合を図りながら、道路整備を行う必要があると認識している。県道法隆寺線の整備・活用については、国庫補助金の活用に向けた調整等を行い、斑鳩町と一緒にまちづくりを進めてまいりたいと考えている。



関本 真樹 議員



- ① 県民の健康づくりについて
- ② 英語教育の推進について
- ③ 読解力の向上について
- ④ 学校現場における教員不足の解消について
- ⑤ 英語教育の推進について

奈良県 奈良県の中学3年生で英語の勉強が好きと答えたのは47.8%と半分以下だが、約9割の生徒が「英語が大切だ」と答え、その重要性を認識している。このような中、県立高等学校において英語によるコミュニケーション能力育成について、どのように取り組んでいるか。

奈良県 奈良県英語教育改善プランを策定し、英語のコミュニケーション能力の向上に取り組んできたが、国の調査でも成果が徐々にあらわれてきた。国の事業の中で、高校生国際会議の開催などを通して、英語で議論ができるグローバル人材の育成にも取り組んでいきたい。

お詫びと訂正 Vol9で、川西町吐田地区(かわにしちょう はんだちく)を川西町半田地区と誤表記していました。お詫びして訂正させていただきます。ご連絡頂きました、読者の方、ありがとうございました。

委員会 報告
9月定例会

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺

奈良県議会
本会議

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺



奈良県議会
本会議

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺



奈良県議会
本会議

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺



奈良県議会
本会議

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺



奈良県議会
本会議

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺



第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）					
			会派・議員名	関本 真樹	
年 月 日	令和8年2月21日他				
表題と発行部数	広報紙「MASAKI ニュース No.30」 26,000 部発行				
対象者	大和郡山市内				
配布方法	ポスティング（業者：25,000部 自身：500部） 街頭配布 500部				
発行目的	12月議会報告を行い、意見や要望等を求める				
按分率の説明	政党名や自身の写真の面積が20分の1以下であるため				
内容	12月議会報告（自身の委員会質疑等）				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷費	東京カラ ー印刷	57,380 円	@2.21 円×26,000 部	195
	ポスティ ング代	株式会 社 STB	220,000 円	@8.8 円×25,000 部	206
	※ 全て 95% 充当 合計 277,380×95%=263,511 円				
備考	添付資料：MASAKI ニュース NO.30				

注 発行した広報紙を添付してください。



～県議会議員 関本まさきの県政報告～

2026年冬号

発行責任者：関本真樹

携帯：080-6215-0287

大和郡山市小泉町918 粕本ビル202

E-mail: mightgaine5625@yahoo.co.jp

今回のトピックス

■ 12月の定例会においても山下知事から出された議案は、条例改正や物価高騰対策等の補正予算等全て可決されました。

■ 奈良県の道路整備が着実に前進！！

令和7年度国の補正予算に関する国交省分の奈良県分について

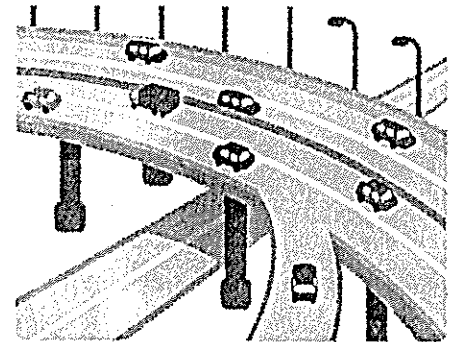
京奈和自動車道 配分額約19億円（前年度比約2.81倍）

その他、大和御所道路、清滝生駒道路、五條新宮道路等

県内における国直轄道路事業の予算が約36億円（前年度比1.71倍）と大幅増。

京奈和自動車道の早期全線開通にも大きな弾みがついたと感じます。

知事や県の幹部職員の方が国に精力的な要望活動が奏功したものと思いますが、引き続き後押しをしてまいります。

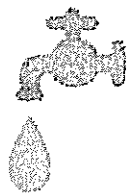


■ 節水にご協力を！！

今年度は関東から九州の太平洋側を中心として雨が少なく、渇水傾向にあり、

奈良県内においても県内各ダムの流域降水量が平年と比較して少ない。

それにより奈良県広域水道企業団が水源とする大滝ダム、室生ダムにおいても貯水量が著しく減少。



大滝ダム 平年の貯水量は約4000万m³だが、令和8年2月3日時点で1000万m³を下回り
貯水率8.7%

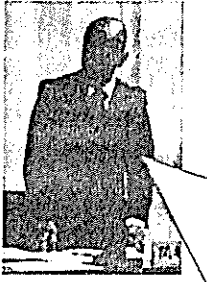
室生ダム 平年の貯水量は約1000万m³だが、令和8年2月3日時点で700万m³を下回り
貯水率48.5%

現時点では企業団設置により、主要ダム以外の市町村の水源が活用できるようになったため
すぐに給水制限を行う必要はないが、今後平年並みの降雨量であった場合、減圧給水や時間給水
といった給水制限を行う必要に迫られる可能性が高いため節水にご協力をお願いいたします。

【令和8年2月4日 知事定例記者会見（広域水道企業団 企業長）より】



12月議会 厚生常任委員会質疑(要旨抜粋)



①保険者努力支援制度について。保険者努力支援制度は、国民健康保険の保険者、県や市町村における医療費適正化の取組等を評価する指標を設定し、達成状況に応じて交付金を交付する制度として、平成30年度から本格的に実施されています。加えて、令和2年度からは予防、健康づくり事業の事業費として交付する部分が創設され、事業費に連動して配分する部分と合わせて交付することにより、保険者における予防、健康づくりの取組を抜本的に後押しするように進められています。

全国の中で本県の点数はどうか。がん検診や健康診断については市町村と力を合わせて様々な取り組みで啓発を進めていただきたい。

65歳以上本件が全国に先駆けて令和6年度に保険料水準を統一したことにより評価は高い。市町村と連携会議を開催し特定健診の受診率の向上に向けた意見交換を通じて市町村の取組水準の底上げを図っていきます。



関西広域連合 全員協議会(議員研修)

関西広域連合議会議員となってから他府県に行く機会が増えました。

本会議や委員会で特に大阪には2か月に1回以上のペースで行っている気がします。

12月20日(土)も大阪府立国際会議場へ。

この日は議員研修ということで「関西パビリオンを振り返って」という演題で関西パビリオンの館長をされていた方の講演を聴講。

多くの来館者に来ていただけたことや運営等の苦労話、

期間中やアフター万博でスタンプラリーがとても好評だといったお話がありました。

また、肝心なのは万博の様々なレガシーをいかに今後につなげていくか。

さしあたって観光においては来年2027年にワールドマスタースゲームズが関西で行われるため、万博の経験を活かしかに周遊につなげていくかといった事もおっしゃっていました。

ワールドマスタースゲームズの競技は奈良県内でも行われますし、

今年是大河ドラマ「豊臣兄弟！」も放映されており大和郡山をはじめとした県内ゆかりの地に多くの観光客の方に来ていただけるよう

私も積極的に提言をおこなっていきたいと思います。

※ワールドマスタースゲームズは、国際マスタースゲームズ協会(IMGA)が4年ごとに主宰する、概ね30歳以上のスポーツ愛好者であればどなたでも参加できる生涯スポーツの国際総合競技大会です。

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 関本 真樹

年 月 日	令和 8 年 3 月 2 5 日				
表題と発行部数	広報紙「奈良県議会会派日本維新の会 NEWS Vol.11」 21,550 部				
対象者	奈良県民				
配布方法	奈良県内新聞折込 21,050 部 駅頭配布 500 部				
発行目的	1 2 月議会報告を行い、意見や要望等を求める				
按分率の説明	議会活動報告のみのため				
内容	1 2 月議会報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷費	㈱プット アップス タイル	59,978 円	@2.78 円×21,550 部	207
	新聞折込費	㈱プット アップス タイル	71,780 円	@3.41 円×21,050 部	208
		※ 全て 100% 充当 合計 131,758 円			
備考	添付資料：奈良県議会会派日本維新の会 NEWS Vol.11				

注 発行した広報紙を添付してください。

令和7年12月定例会報告

奈良の道路整備 着実に前進。

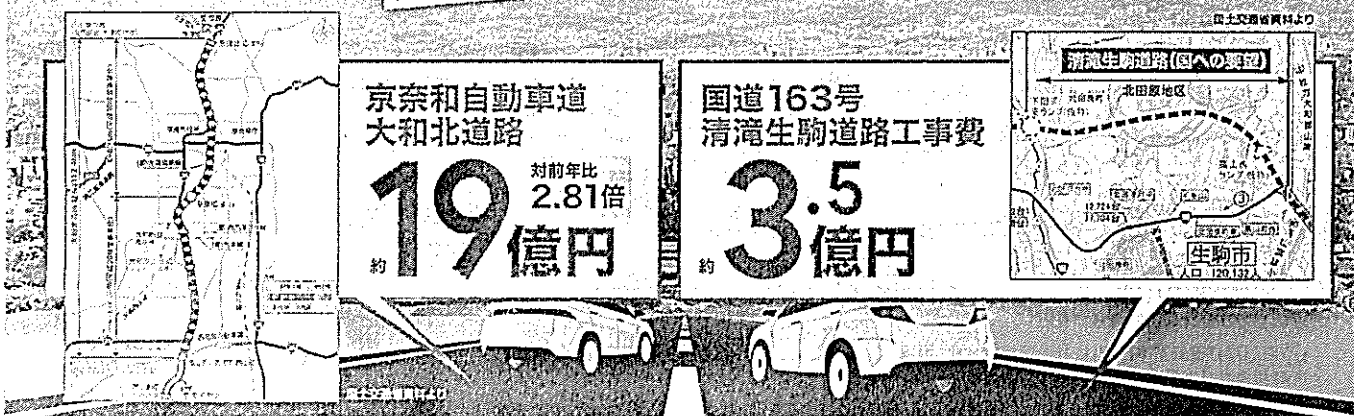
山下知事、日本維新の会でも要望、
国の予算化が進みました！

令和7年度の国の補正予算で、奈良県事業へ増額配分されることになりました(令和7年12月発表)。

京奈和自動車道への予算増額は、山下真知事が、昨秋に大会を開き国に増額配分を求めていました(前号)。日本維新の会は12月県議会の代表質問でも国に優先順位を上げるよう要望しています。

また、国道163号の清滝生駒道路については、12月に開催された本会議の日本維新の会の代表質問で、生駒市や奈良先端科学技術大学院大学から京奈和自動車道へつながる国道として、一体的に整備を進めることが、本県の産業・学術の発展にとって極めて重要だと県に伝えていました。

今回の国の令和7年度補正予算では、日本維新の会奈良県議団の主張と国の方向が同じであることが確認され、今後も一層活動を進めてまいりたいと考えます。



代表質問

令和7年12月定例会

山田 洋平 議員



質問項目

- 01 高市早苗 新総理誕生に対する知事の所感について
- 02 金利上昇リスクへの対応と行政改革の更なる推進について
- 03 人口減少対策としての戦略的な移住支援策の強化について
- 04 人口減少時代に向けた県有施設の集約・複合化について
- 05 宿泊税導入等の新たな収入による財源の確保に向けた取組について
- 06 県立中高一貫教育校の取組について
- 07 奈良県ピンタースビューローとの連携について

01 高市早苗 新総理誕生に対する知事の所感について

質問 京奈和自動車道の本県への20年間の経済効果は6,000億円と言われている。生駒市においては、京奈和自動車道と大阪方面へつながる国道163号線の整備は、京奈和自動車道と一体的に整備を進めることが、本県の産業・学術の発展に重要だと考える。このような中、本県初の内閣総理大臣が誕生し、現在、奈良県政史上最も、国政に近い位置におり、県民の期待も大きい。知事の所感及び高市総理への期待について伺う。

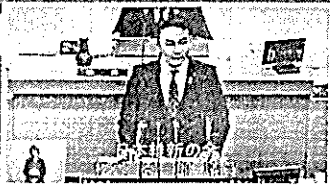
答 奈良県初の内閣総理大臣、初の女性総理の誕生は歴史に刻まれる出来事であり、郷土奈良にとってこの上ない誇りである。高市早苗総理の奈良県出身であることの発言により、奈良県の注目度が日増しに高まっていると実感。知事就任以来、奈良県の可能性を最大限に引き出すための施策を進めてきた。県民が豊かさを実感できる奈良県の未来を築く取組を、高市内閣総理大臣のご就任を契機に、一層前に進めてまいりたいと考えている。

奈良県議会会派 日本維新の会	山田 洋平 やまだようへい ・建設委員会 ・奈良県国土利用計画審議会委員	松尾 勇臣 まつおゆうじん ・建設委員会 ・日本維新の会県議団代表	佐藤 光紀 さとうみつなり ・経済労働委員会 ・県民生活委員会	中川 崇 なかがわたかし ・監査委員会 ・厚生委員会	小林 誠 こばやしまこと ・建設委員会 ・委員	工藤 将之 こうまさゆき ・文教くらし委員会 ・奈良県都市計画審議会委員
福西 広理 ふくにしひろみ ・議会運営委員会副委員長 ・建設委員会 ・奈良県広域水道企業団議会議長	関本 真樹 せきもとまこと ・厚生委員会 ・関西広域連合議会議員	松木 秀一郎 まつきしゅういちろう ・関西広域連合議会議員 ・地務行政委員会	清田 典章 きよたのりあき ・経済労働委員会 ・議会運営委員会 ・奈良県国土利用計画審議会委員	山田 洋平 やまだようへい ・文教くらし委員会副委員長	星川 大地 ほしかわだいち ・経済労働委員会副委員長	

一般質問

令和7年 12月定例会

松本 秀一郎 議員



- 11 県営都市公園の1か所上について
- 12 ワキナクマの活用について
- 13 部活動の地域移行について
- 14 けいけいかなき市町村とした産業政策について
- 15 和歌山県立病院のRISネットワークについて

13 部活動の地域移行について

質問 県内中学校1校当たりの平均在籍者数は、昭和62年をピークに3万3,236人と半減した。学校数は微減であり、従来の形態で部活動を維持できなくなっている。令和8年4月から部活動を地域移行するにあたり、保護者から活動場所や指導者等の確保、経済的な負担についての不安、さらには県と市町村との連携強化を望む声を聞いている。県としてどのように取り組んでいくのか。

答弁 本年9月に各市町村に学校部活動及び地域クラブ活動の実施体制について調査したところ、休日の活動は、地域クラブ活動が約9割、学校部活動が約1割という結果だった。地域クラブ活動への移行がおおむね順調に進んでいる。令和7年4月に保護者向け説明動画を作成し、県教育委員会のHPで公開している。県教育委員会としては、市町村において地域移行の理解が進むよう支援をしていく。

委員会 報告

総務警察委員会



1 大阪・関西万博のレガシーの活用について

大阪関西万博では、奈良県催事も大きなスケールだった。人気の公式キャラクター、ミャクミャクの活用要件はどうなっているか。

① 公式キャラクター、ミャクミャクは大阪・関西万博の博覧会協会が管理しており、イベント出演は博覧会協会への申請が必要で、令和8年3月末までの活用とされている。

2 南部・東部振興基本計画案について

南部東部地域においては、人口減少が加速し、行政職員の確保など、単独での行政運営は困難が予想される。県が橋渡し役となって、課題の整理、連携の設計などの調整が必要ではないか。

① 南部東部振興基本計画は、社会情勢の変化、地域の課題や現状を踏まえ、市町村の意見も聞きながら策定する。庁内関係部局とも地域の課題を共有して、部局横断的に取り組む。

保健委員会



1 農福連携について

農業従事者が減少する一方で、農業は障害をお持ちの方々活躍する場として可能性がある。農福連携について、現状と今後の取組はどうか。

① 生産技術の習得のため事業所から計31回の派遣申請に対応。販路拡大のための農福連携マルシェの開催、福祉保険部と職農部による障害者雇用に向けた受け入れ体制の整備等を進めている。

2 保険者努力支援制度について

保険者努力支援制度について、全国の中で本県の点数はどうか。がん検診と健診については、市町村と力を合わせて様々な取組で啓発を進めていただきたい。

① 本県が全国に先駆けて令和6年度に保険料水準の統一により評価は高い。市町村と連携会議を開催し、特定健診の受診率の向上に向けた意見交換を通じて、市町村の取組水準の底上げを図っていく。

経済労働委員会



1 第2期奈良県食品ロス削減推進計画について

食品ロス削減に取り組む県民の割合も85%と高い数値が出ている。第2期の目標は90%であるが、どういったことを目標に設定しているか。

① 平成29年度と令和5年度の比較では、ロス22%減少と効果は出ているが、それでも4万トンのロス。今後は、事業系の削減、子共食堂へのマッチング、子供たちへの社会教育の一環とすることを検討する。

建設委員会



1 道路緊急ダイヤル#9910の利用状況について

実施の状況と効果はどうか。また、#9910は職員の負担軽減になっているか。

① #9910令和6年度の通報は、電話455件、LINE447件。LINEによる写真や位置情報により、場所を特定する時間が短縮され、今後はデータベースの蓄積により職員の負担軽減につなげたい。

2 河川堤防と県営都市公園におけるクビアカツヤカミキリの被害について

ここ数年、被害が急増している。県が把握している状況はどうか。市町村と連携した県下一斉、部署横断で撲滅に向けた取り組みが必要。

① クビアカツヤカミキリは桜、梅、桃などを食害する害虫であり、近年奈良県内でも被害が顕著的に増えている。現在、多くの市町村が駆除の対応に追われ、県も土木事務所中心に対応中である。

3 医大周辺のまちづくりについて

医大周辺のまちづくりでアリーナ建設が予定されている。本県の県産材の利用の促進に関する条例により、木材をふんだんに使ったアリーナの建設をお願いしたい。

文教くらし委員会



1 ベビーシッターの利用支援事業について

市町村が助成をするベビーシッターの利用料に対し、県が実施する1/2の補助の進捗と利用者の声はどうか。

① 令和7年度には7市町村実施に加え新たに1町が追加される。現在、13の事業者登録。利用者からは仕事がかどった、3歳以上の子供も対象にして欲しいといった意見が寄せられている。

2 日韓首脳会談の奈良県開催について

日韓首脳会談は、奈良県の数ある世界屈指の文化・歴史的価値を世界に広める絶好のチャンス。高市総理誕生により、将来的な国際会議誘致を見据えた体制整備を求める。

① 奈良の文化や歴史の魅力を十分に発信できるようにしっかり取り組んでいく。

各議員の詳しい質問内容はQRコードのページから動画をご覧ください。



総務警察委員会

保健委員会

経済労働委員会

建設委員会

文教くらし委員会

第11号様式の6 (第5条関係)

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)					
				会派・議員名	関本真樹
年 月 日	令和7年4月30日 他				
表題	奈良県議会議員 関本まさき ホームページ				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	活動報告などの広報を行い、意見・要望を募る。				
按分率の説明	政務活動とその他活動の比率により 1/2 按分				
内容	・ 政策 ・ 県政報告ニュースの掲載 ・ 活動報告 ・ ボランティア募集 ・ 意見、要望募集 等				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	更新委託料	WFD-DESIGN	20,000 円	4 月分更新料	16
	更新委託料	WFD-DESIGN	20,000 円	5 月分更新料	38
	更新委託料	WFD-DESIGN	20,000 円	6 月分更新料	58
	更新委託料	WFD-DESIGN	20,000 円	7 月分更新料	80
	更新委託料	WFD-DESIGN	20,000 円	8 月分更新料	98
	更新委託料	WFD-DESIGN	20,000 円	9 月分更新料	114
	※50% 充当 $120,000 \text{ 円} \times 50\% = 60,000 \text{ 円}$ 合計 60,000 円				
備考	ホームページアドレス : https://sekimotomasaki.com 添付資料 契約書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

ホームページ更新等委託契約書

関本真樹(以下「甲」という)を委託者とし、WFD-DESIGN (以下「乙」という)を受託者とし、以下の通り契約を締結した。

第1条 (目的)

1. 甲はホームページの更新業務(以下「本業務という」)を乙に委託し、乙はこれを受託する。
2. 甲は、乙が本業務を遂行するに際して、必要な協力を行う。

第2条(制作費用等)

本業務の対価として甲は乙に毎月金20,000円を支払うものとする。

第3条(委託内容)

本業務内容は以下の通りとする。

1. 甲より口頭及び書面等で指示された内容に従い、ホームページを更新する。
2. 甲の指定するサーバーへの本業務に基づき制作されたデータ等(以下「制作物」という)のアップロード作業等 ホームページ公開に関する作業の一切。

なお、制作物のデザイン及び仕様その他必要な事項については、甲乙双方の協議により随時決定する。

第4条(秘密保持)

1. 甲および乙は、本契約遂行のため相手方より提供を受けた知り得た技術上又は営業上その他業務上の知り得る情報等を、第三者に開示又は漏洩してはならない。
2. 本条の規定の効力は、本業務の完了後も存続する。

第5条(協議)

本契約に定めのない事項、または本契約の条項の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し解決をはかるものとする。

以上のとおり委託契約が成立したので、これを証するため本契約書2通を作成し、甲乙各自署名押印の上、各1通を保有する。

令和 6 年 4 月 / 日

甲) 住所 奈良県大和郡山形小泉町3304-12

関本 真樹

乙)

住所
商号

代表

〒639-1042 奈良県大和郡山形小泉町3489A /

WFD-DESIGN

内山 賢



令和7年度事務所状況報告書

会派・議員名 関本 真樹

①政務活動事務所	☐ 自宅 ☒ 自宅以外
②所在地	住所 奈良県大和郡山辺町918 糸本ビル 202 電話 [REDACTED] 延べ床面積 37 m ²
③他用途との 兼用	☒ 無 ☐ 有 ☐ 後援会の事務所 ☐ 政党事務所 ☐ その他 ()
④所有区分	☐ 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 ☒ 賃貸物件 (賃貸借契約先 株式会社泉屋物産) 所有者 ☒ 第三者 ☐ 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) ☐ 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の 考え方	☒ 使用実態 (使用面積又は使用時間による) ☒ 事務所全体面積 37 m ² (a) うち政務活動使用面積 37 m ² (b) ☐ 事務所使用時間 時間 (a) うち政務活動使用時間 時間 (b) (b)/(a) = 37/37 → 按分率 100%
⑥事務所賃借料 の計上	☐ 無 ☒ 有 按分率 100% $\frac{1}{1}$ (按分率の考え方: 政党活動は 奈良市内にある総務部、)
⑦駐車場代の 計上	☐ 無 ☒ 有 ☐ 来客専用 按分率 $\frac{1}{2}$ ☒ 来客兼用 按分率 $\frac{1}{2}$ (按分率の考え方: 来客兼用のため、 $\frac{1}{2}$ で按分) 後援会活動は自費で実施
⑧光熱水費・ 維持管理費の 計上	☐ 無 ☒ 有 按分率 100% $\frac{1}{1}$ (按分率の考え方: 事務所賃借料と同率)
⑨備考	

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。

建物賃貸借契約書

頭 書		
当事者	賃 貸 人 (甲)	株式会社泉建物開発
	賃 借 人 (乙)	関本 真樹
契約物件	物 件 名	粕本ビル (202) 号室
	住 居 表 示	大和郡山市小泉町 918
	所 在 (地 番)	未登記の為、地番なし
	家 屋 番 号	
	構 造	鉄骨造 2 階建
	賃 貸 借 面 積	2 階部分 約 37 m ² (登記簿 m ² の一部)
賃貸借条件	使 用 目 的	事務所 (政治活動)
	契 約 期 間	令和 5 年 11 月 10 日から令和 7 年 11 月 9 日までの 2 年間
	敷 金	50,000 円
	礼 金	50,000 円
	賃 料	44,000 円 (内消費税 4,000 円)
	共 益 費	0 円
	駐 車 場	11,000 円 (内消費税 1,000 円) ※2 台分
	月 額 合 計	55,000 円 (内消費税 5,000 円)
賃料・共益費等の 振 込 先		南都銀行 支店
		(フリガナ) マキョウカンリガブシカイシャ 口座名義 正木商事管理株式会社

※この契約書は、宅地建物取引業法第 37 条に定められている書面を兼ねています。

賃貸人 (以下甲という) と賃借人 (以下乙という) は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約 (以下本契約という) を締結した。その証として本契約書 2 通を作成し記名捺印のうえ、各自 1 通を所持するものとする。



建物賃貸借契約書

物件名 粕本ビル 202号室

貸主（甲） 株式会社泉建物開発

借主（乙） 関本 真樹

奈良のおもてなし「奈良ゴコロ」

賃貸のマサキ

建物賃貸借契約書

頭 書		
当事者	賃 貸 人 (甲)	株式会社泉建物開発
	賃 借 人 (乙)	関本 真樹
契約物件	物 件 名	粕本ビル (202) 号室
	住 居 表 示	大和郡山市小泉町 918
	所 在 (地 番)	未登記の為、地番なし
	家 屋 番 号	
	構 造	鉄骨造 2 階建
	賃 貸 借 面 積	2 階部分 約 37 m ² (登記簿 m ² の一部)
賃貸借条件	使 用 目 的	事務所 (政治活動)
	契 約 期 間	令和 5 年 11 月 10 日から令和 7 年 11 月 9 日までの 2 年間
	敷 金	50,000 円
	礼 金	50,000 円
	賃 料	44,000 円 (内消費税 4,000 円)
	共 益 費	0 円
	駐 車 場	11,000 円 (内消費税 1,000 円) ※2 台分
	月 額 合 計	55,000 円 (内消費税 5,000 円)
賃料・共益費等の 振 込 先		南都銀行 〇〇〇〇〇〇〇 支店
		〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇
		(フリガナ) マキショウシ カリガ シカ イシヤ 口座名義 正木商事管理株式会社

※この契約書は、宅地建物取引業法第 37 条に定められている書面を兼ねています。

賃貸人 (以下甲という) と賃借人 (以下乙という) は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約 (以下本契約という) を締結した。その証として本契約書 2 通を作成し記名捺印のうえ、各自 1 通を所持するものとする。

第1条 (賃貸借物件の表示)

本契約物件は頭書に記載の通りとする。

第2条 (使用目的)

- (1) 乙は、本物件を頭書に記載する範囲でのみ使用し、これ以外の目的に使用してはならない。
- (2) 乙は、本物件を頭書に記載以外の目的に使用するときは、事前に甲の承諾を得るものとする。
- (3) 本物件の営業内容、営業時間等は所轄官公庁の許認可を取得し、その指導内容を遵守すること。

第3条 (賃貸借条件)

賃貸借条件は頭書に記載の通りとする。賃料・共益費・その他諸費用の支払いは、毎月1日までにその当月分を甲の指定する方法にて支払うものとする。尚、振り込みが必要な場合、振込手数料は乙の負担とする。

第4条 (敷金・礼金・保証金)

(敷金)

- (1) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書に記載する敷金を契約締結時に無利息にて甲に預け入れるものとする。
- (2) 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しない時は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。乙は、この場合において本物件を明渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができない。
- (3) 甲は、乙が本物件を明渡し本契約による乙の債務の履行を全て完了した翌月末日迄に、乙の過失により発生する費用を契約の長短に関わらず敷金より相殺し、その残金を乙に返還するものとする。
- (4) 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。
- (5) 賃料が増額された場合、乙は頭書に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

(礼金)

- (1) 乙は、頭書に記載する礼金を本契約締結時に甲に支払うものとし、契約期間中や契約満了時、又は途中解約時を問わず、返金されないものとする。

(保証金)

- (1) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書に記載する保証金を契約締結時に無利息にて甲に預け入れるものとする。
- (2) 賃料が増額された場合、乙は頭書に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。
- (3) 甲は、保証金から頭書に記載する解約引を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を控除する。尚、残額がある場合は、本物件の明渡しした翌月末日迄にその残額を乙に返還しなければならない。
- (4) 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第5条 (物件の引渡し)

- (1) 本物件の引渡し期日は令和5年11月10日と定め、乙は甲が指定した必要書類の提出及び必要手続きを完了し、これと引換えに甲は乙へ鍵の引渡しを行うものとする。

(2) 甲は、前項引渡し期日までに賃貸借契約目的以外の設備、物品等がある場合には、それを撤去のうえ乙へ引渡しを行うものとする。

第6条 (費用負担)

建物の公租公課は甲が負担し、設備から生じるガス、電気、水道料及び各種維持管理料、自治会費等の負担は、本物件引渡し日より乙の負担とする。

第7条 (危険負担)

(1) 本物件の引渡し期日、又は、敷金・礼金・保証金決済期日以前に乙の責任によらない天災、地変、流出、火災等による物質的毀損や、公用徴収、建築制限道路編入等の公法上の負担がある場合、その損失は甲の負担とする。

(2) 前項の場合に契約締結の目的が達せられないときは、乙は契約を解除することができる。

(3) 乙が前項により契約を解除した場合、甲は受領済の金銭全額を返済しなければならない。

第8条 (賃貸借契約期間及び更新、解約)

(1) 賃貸借契約期間については、頭書に記載の通りとする。但し、期間満了の3ヵ月前迄に、甲乙双方より本契約の解約について何ら申し出がない場合、本契約は賃料等同一条件にて期間満了から2年更新し、以後も同様とする。

(2) 賃貸借契約期間中に乙が契約の解除、明渡しを行うときは明渡し期日をその3ヵ月以上前に甲へ書面にて予告するものとし、解約月の日割り算定は出来ないものとする。尚、予告日より3ヵ月分の賃料等を支払う事により随時解約・終了する事が出来るものとする。

(3) 前項の甲への予告後、乙は撤回取り消しを出来ないものとする。

(4) 賃貸借契約期間中に甲に正当な理由が生じて本契約更新を拒絶しようとするときはその6ヵ月前までに乙へ予告するものとする。

第9条 (賃料、その他の費用の改定)

賃料、共益費、その他の諸費用について、賃貸借契約期間中であっても公租公課の増額、物価及び本物件の価値の変動、近隣賃貸借相場の上昇、及び建物、設備の保全費用等に増額等がある場合は甲乙協議の上改定できる。

第10条 (店舗総合保険・借家人賠償保険)

甲は、本物件の引渡し日までに自己の負担で本物件に対し時価相当額の保険へ付保するものとする。乙は賃貸借期間中、店舗総合保険へ付保するものとし、甲に対する賠償を補うための借家人賠償保険を付加するものとする。

第11条 (善管注意義務)

(1) 乙は、本物件の引渡し後、本物件について善良なる管理者としての注意義務をもって使用管理し、維持修繕の必要が生じた場合には、すみやかに甲に通知しなければならないものとする。

(2) 乙は、甲より貸与された鍵を万一紛失又は破損した場合、直ちに甲に連絡の上、乙の負担で鍵の設置を行うものとする。また、~~鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。~~

(3) 乙は、乙または乙の使用人・顧客・出入業者等が故意または過失により本物件に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとする。但し、甲が付保した保険によって補填される分は除くものとする。

第 12 条 (立ち入り権)

- (1) 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全、その他の本物件の管理上緊急に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- (2) 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立ち入りを拒否することはできない。
- (3) 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- (4) 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

第 13 条 (守秘義務)

甲及び乙は、本契約に関し知り得た事項を相手方の承諾のない限り、本契約の存続期間中はもちろん契約終了後といえども他に漏洩してはならないものとする。

第 14 条 (反社会的勢力でないことの確約)

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各項に定める事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者及びその構成員、又は過激な政治活動集団、組織犯罪集団（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- (2) 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力でないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
- (4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - (ア) 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - (イ) 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

第 15 条 (禁止事項)

乙は、下記各項に該当する行為をしてはならない。

- (1) 本契約に基づく賃借権の譲渡、権利譲渡、什器備品の売買、転貸等を行なわないことは勿論、名目の如何を問わず本物件の一部又は、全部を第三者に使用させてはならない。
- (2) 乙が敷金・保証金を甲に預託している場合において、返還請求権を第三者に譲渡又は、これを担保に供してはならない。
- (3) 乙及び第三者がその理由の如何を問わず、本物件内に宿泊又は居住してはならない。
- (4) 甲の承諾なしに本物件を頭書に記載する使用目的以外に使用してはならない。
- (5) 本物件の共用部分をみだりに占有、使用してはならない。
- (6) 甲の承諾なしに本契約始期の原状に変更を及ぼすような改裝工事、模様替え等を施してはならない。
- (7) 乙が集合看板、商号看板等を設置するときは予め、各市町村の屋外広告物条例に基づいた取り付け場所、大きさ、色調等を甲へ書面にて通知するものとし、甲の承諾なきものを設置してはならない。
- (8) 甲に無断で、商号、屋号、店名、営業種目等を変更してはならない。
- (9) 鉄砲、刀剣類又は爆発物、発火性を有する危険な物品を製造又は保管してはならない。

- (10) 甲に無断で、大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けてはならない。
- (11) 騒音等の迷惑行為を行ってはならない。
- (12) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供してはならない。
- (13) 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民または通行人に不安を覚えさせることをしてはならない。
- (14) 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を入り出させてはならない。
- (15) 反社会的勢力の事務所として使用又は看板、代紋等の掲示をしてはならない。
- (16) 物件の内外、周辺において、一見して暴力団関係者と認められるような服装、態度で徘徊、若しくは拝集し又は放歌高吟するなどにより近隣者及び付近住民に不安を抱かせるような行為をしてはならない。

第 16 条 (賃貸借契約の解除)

乙に下記各項に該当する行為又は事実が判明したときは、甲は乙へ催告のうえ、本賃貸借契約を解除することができるものとし、乙はこの請求に応じなければならない。

- (1) 本書賃貸借条件に定めた賃料、共益費、その他の諸費用等、本契約に基づく諸債務の支払を 2 ヶ月以上滞納したとき。
- (2) 乙に正当事由や甲に予め通知せずに 3 ヶ月以上本物件を使用しない又は営業しないとき。
- (3) 本物件内及び建物、設備、近隣者等に故意に重大な損害を及ぼしたとき。
- (4) 乙に破産の宣告があったとき。
- (5) 銀行取引が停止されたとき。
- (6) 民事再生手続きが開始されたとき。
- (7) 会社更生手続きが開始されたとき。
- (8) 特別清算手続きが開始されたとき。
- (9) 入居時に、乙又は連帯保証人（以下丙という）について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき。
- (10) 第 14 条の確約に反する事実が判明したとき。
- (11) 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
- (12) その他、本契約内容各条項について乙による違反行為の事実が判明したとき。

第 17 条 (賃貸借契約の消滅)

天災地変、その他不可抗力により建物の全部又は一部が消失又は破損し、賃貸借物件の大部分が使用不能となった場合には、本契約は当然消滅する。この場合、乙が被った損害のすべてについて、甲は何等の責めを負わず、乙は名目の如何を問わず一切、甲に対して損害賠償の請求はできないものとする。

第 18 条 (損害賠償)

- (1) 乙が本契約書記載各条項のいずれかに違反し、甲及び当建物の他入居者に損害を与えた場合、又は、乙の故意、過失により本物件に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償しなければならない。
- (2) 乙の故意、過失による火災、焼失については敷金・保証金、既納の賃料等は返還しない。

第 19 条 (内装工事)

- (1) 本物件引渡し時に施工、設置済の内装造作設備、什器備品が有る場合は現状有姿とする。
- (2) 本物件引渡し以後、乙が内装工事（一部改装工事、各種造作変更、模様替えを含む）を希望する場合は、内装工事全般について甲と事前に打合せ、甲の承諾を得るものとする。尚、その費用は乙の負担とする。

第 20 条 (修繕の負担)

本物件の内装造作設備は、契約始期の現状有姿とし、引渡し期日以後の故障箇所等の発生による修繕費用についてはその損害の原因の如何にかかわらず、乙の負担と責任において修繕する。

第 21 条 (賃貸借契約終了後の明渡し)

- (1) 賃貸借契約期間の満了、又は甲乙どちらか一方の申し入れによる契約解除により賃貸借契約が終了する時は、その終了期日までに乙及び丙は、賃料、共益費、その他の諸費用、公共料金等、本物件にかかる金銭債務のすべてを精算しなければならない。
- (2) 乙は明渡しに際し、速やかに自己所有物のすべてを撤去し、契約始期の原状ないし、甲の承認した契約途中の改装工事完成時の原状に復し、甲の立会いのもとに明渡しものとする。又、乙の明渡し完了後、本物件内に残存する乙の所有物のすべてについて、乙はその所有権を放棄し、甲の所有に帰属させることを予め承諾するものとする。
- (3) 乙は、借地借家法第 33 条の造作買い取り請求権を放棄し、甲に対して行使しないものとする。
- (4) 原状回復に際し、本物件に著しく損傷を与える恐れがあると甲が認めたときは、甲の判断に従い、乙はそのすべてを無償にて甲の所有に帰属させるものとする。
- (5) 前項の履行に要する費用はすべて乙の負担とする。
- (6) 乙は、本物件の明渡しに際して、如何なる名目を問わず甲に対し一切、金員等の請求はできないものとする。
- (7) その他、乙の責めに帰すべき事由により明渡し期日が遅延し、それによって甲に損害が生じた場合には、乙はその損害賠償の責めを負うものとする。

第 22 条 (一部滅失等による賃料の減額等)

- (1) 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。
- (2) 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

第 23 条 (甲の通知義務)

甲は、次の各項のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- (1) 賃料等支払い方法の変更
- (2) 管理業者の変更

第 24 条 (乙の通知義務)

乙又は丙は、各項のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- (1) 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。
- (2) 長期休業するとき。
- (3) 丙の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更。
- (4) 丙の死亡又は解散。
- (5) 丙の破産開始決定等、連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき。

第 25 条 (乙の債務の担保)

本契約において各事項の方法により乙の債務を担保する。

(丙を設定した場合適用)

(1) 丙は乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。丙は本契約に基づく乙の債務を保証し、乙と連帯して債務を履行する責を負うものとし、本契約が更新された場合においても、引き続き連帯保証人としての責を負うものとする。

(2) 前項の丙が負担する保証債務は記載する極度額を限度とする。

(3) 丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときに、確定するものとする。

①甲が、丙の財産について、賃料その他本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る。

②丙が破産手続き開始決定を受けたとき。

③乙又は丙が死亡・解散したとき。

(4) 前項に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失った場合、乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする。

(5) 前項の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第 1 項に定める義務を負うものとする。

(6) 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し遅滞なく賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

(7) 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する。

①乙の財産及び収支の状況

②本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

③本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

(8) 乙は、前項の場合において新たに連帯保証人もしくは甲の承認する連帯保証人を設定できない場合、本契約は解除されるものとする。但し、甲が指定する家賃債務保証会社へ乙の費用で加入する場合この限りではない。

(丙を設定しない場合適用)

(1) 記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については別の定めとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きと本契約書の緊急連絡先を設定しなければならない。

(2) 乙が前項の手続きをとらない場合、その他乙の責に帰すべき事由により保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。尚、乙は表記記載の契約の始期から本物件を明渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない。

(3) 本契約期間中、甲指定の家賃債務保証へ乙の負担で加入するものとする。

第 26 条 (合意管轄裁判所)

本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第 1 審管轄裁判所とする。

第 27 条 (協議事項)

本契約に定めのない事項については、関係法規に従い、その都度誠意をもって甲乙双方協議のうえ解決するものとする。

本書以下余

特約・更新に関する事項

- (1) 乙の使用目的において近隣住民及び関係自治会より営業時間や騒音、自転車の駐輪・自動車エンジン音の苦情、来店客のトラブル等が発生した場合、乙の責任で対処・解決するものとする。
- (2) 本物件の内、外装の色調及び看板の取付けは、甲の承諾を得て乙の費用にて行うものとする。また看板の大きさ、設置場所、設置方法などは甲の指示に従わなければならない。
- (3) 本物件の賃貸借面積は約 37 m² としてあるが誤差が生じた場合、現状の専有面積を優先することに乙は承諾した。
- (4) 本物件の使用目的に関して出るゴミは、乙の責任において処分するものとする。
- (5) 本物件は現状引渡しとなるため、専有部分全てのもの（造作物、什器備品、空調・換気・照明設備、既設配線・配管等）の使用を認めるが性能保証無しのため、引渡し以降に使用不可と認められた場合、甲及び仲介業者には一切の責任はなく、乙の負担で修理、メンテナンス、取り換え、撤去することを、十分理解し乙は賃借するものとする。尚、修理、メンテナンス、取り換え、撤去時には、甲の承諾を得るものとする。
- (6) 乙の使用目的において関係省庁より申請許可が得られなかった場合、乙は甲及び仲介業者に対して異議・申し立て・損害賠償請求等を行わないことを確約する。
- (7) 本契約期間中において、雨漏り等が発生した場合、甲は誠意をもって対処するものとする。尚、雨漏りが原因で乙に損害が出た場合、甲乙協議の上対処解決するものとする。
- (8) 乙は頭書の賃貸条件にある消費税(10%)を甲へ支払うものとする。尚、将来消費税率に変更があった場合、改定後の税率にて支払うものとする。
- (9) 乙は、地元自治会より入会要請があった場合、自治会へ入会すること。
- (10) 本契約期間中、甲指定の家賃債務保証に乙の費用で加入するものとする（初回保証料 27,500 円、更新保証料として 1 年毎に 20,000 円）。
- (11) 乙は、頭書記載する使用目的に従い使用することにより、法令上設備の新設や改善等が必要となった場合には乙の負担とする。
- (12) 本契約書第 4 条(保証金)、第 7 条(1)保証金、第 15 条(2)保証金、第 18 条(2)保証金は消除するものとする。
- (13) 乙は、本契約書第 10 条を履行するため、物件の引渡し時に甲又は仲介業者へ保険証書のコピー、もしくは付保（付加）したことを証明できる書類を提出した後、引渡しを受けるものとする。但し、甲指定の保険へ付保（付加）した場合は除く。
- (14) 本契約締結後、本物件の引渡しまでの間に解約を申し入れた場合、乙は賃料の 1 ヶ月分、甲は賃料の 2 ヶ月を支払うことで解約できるものとする。尚、甲が特別の損害を被った場合、乙へ損害賠償の支払いを求めることができる。但し、賃料 3 ヶ月相当額を上限とする。
- (15) 駐車場は 2 台分で 11,000 円（税込）とし、建物北西側の東～5 番目と東～9 番目とする（別添駐車場配置図参照）。
- (16) 乙は、駐車場を使用するにあたり、甲の承諾を得た車両を指定位置に駐車しなければならない。尚、駐車場で盗難又は事故等のトラブルが発生した場合、甲は一切の責任を負わないものとする。
- (17) 乙は、自動車保管場所使用承諾書を必要とする場合、発行費用 1 台あたり 5,000 円を甲へ支払うものとする。
- (18) 乙は、地域慣習並びに条例の範囲内で本物件を利用するものとする。
- (19) 賃料の支払方法は、甲指定金融機関より自動引き落としとし、引落し手数料 418 円（税込）は乙の負担とする。
- (20) 本物件が未登記であることを乙は了承し、未登記が原因で損害が発生した場合、甲及び仲介業者へ意義・申し立て・損害賠償請求等はしないものとする。

<契約締結日> 令和 5 年 10 月 6 日

(甲)

貸主住所 奈良県大和郡山小早町 933
氏名 (株) 泉建物開発 代表取締役 粕本祥吾
電話 [REDACTED]
印鑑登録番号 T5120001055464



(乙)

借主住所 奈良県大和郡山小早町 3304-12
氏名 関本直樹
電話 080 (6215) 0287

(丙)

連帯保証人住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
電話 [REDACTED]
保証債務の極度額 [REDACTED] 円

住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
電話 ()

家賃債務保証業者

JMC 賃貸保証株式会社

管理業者

正木商事株式会社

宅地建物取引業者

免許番号 奈良県知事(宅地)第968号
住所 奈良市三条大路5丁目2-40
名称 正木商事株式会社 尼ヶ辻店
代表取締役 正木大雄

T E L 0742-36-1234 印鑑登録番号 T3150001002259

宅地建物取引士

免許番号 [REDACTED]

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

T E L [REDACTED]

政務活動費備品台帳(令和7年度)

議員名: 関本 真樹

番号	名称	規格・機種 数量	取得			処分状況			保管場所	備考 (購入先)
			単価 (単位:円)	取得金額 (単位:円)	年月日	価格	処分の内容	年月日		
1	タブレット端末	iPad Air 11イ ンチ 第7世代 (2025M3 Wi-Fi 128GB MC9W4J/A	90,130	90,130	令和7年10月12日				事務所	ストア名:アキバ倉庫 会社名:ドリームエン タープライズ有限会 社
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
R7 年度計			90,130	90,130						

注 1 1件の取得価格が3万円以上(消費税込み)の備品等の財産を取得した場合、この台帳に記入するものとする。
2 年度ごとに集計し、政務活動収支報告書とともに議長へ提出することとする。
3 購入単価(税込)は上限10万円とする。(ただし、パソコンを除く。)
4 処分の内容欄には、売り払い、廃棄処分等別に記入すること。
5 備考欄には取得の相手方又は処分の相手方等を記入すること。
6 保管場所を明らかにし、現物確認ができる状態とすること。